

令和3年6月定例会

南伊豆町議会会議録

令和3年 6月9日 開会

令和3年 6月10日 閉会

南伊豆町議会

令和三年六月定例会

南伊豆町議会会議録

令和三年六月定例会

南伊豆町議会会議録

令和 3 年 6 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月9日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○所信表明及び行政報告	4
○一般質問	8
漆 田 修 君	8
加 畑 毅 君	2 8
宮 田 和 彦 君	4 6
黒 田 利貴男 君	5 5
比野下 文 男 君	6 7
○散会宣告	7 6
○署名議員	7 9

第 2 号 (6月10日)

○議事日程	8 1
○本日の会議に付した事件	8 2
○出席議員	8 2
○欠席議員	8 2

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	8 2
○職務のため出席した者の職氏名	8 2
○開議宣告	8 3
○議事日程説明	8 3
○会議録署名議員の指名	8 3
○一般質問	8 3
横 嶋 隆 二 君	8 4
○報第1号の上程、説明、質疑	1 0 1
○報第2号の上程、説明、質疑	1 0 3
○報第3号の上程、説明、質疑	1 0 4
○報第4号の上程、説明、質疑	1 0 5
○報第5号の上程、説明、質疑	1 0 5
○報第6号の上程、説明、質疑	1 0 7
○議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○議第45号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
○議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	1 2 7
○各委員会の閉会中の継続調査申請書	1 2 9
○閉議及び閉会宣告	1 2 9
○署名議員	1 3 1

令和 3 年 6 月定例町議会

(第 1 日 6 月 9 日)

令和3年6月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和3年6月9日（水）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 所信表明並びに行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	黒 田 利貴男 君	2 番	宮 田 和 彦 君
3 番	比野下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	谷 正 君	6 番	長 田 美喜彦 君
7 番	稲 葉 勝 男 君	8 番	清 水 清 一 君
9 番	漆 田 修 君	10 番	齋 藤 要 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創生室長	勝 田 智 史 君
地 域 整 備 課 長	飯 田 満寿雄 君	商工観光課長	大 野 孝 行 君

町民課長	齋藤重広君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教務局長	佐藤由紀子君
生活環境課長	高野克巳君	会計室長	佐藤禎明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	係	長	内藤彰一
--------	------	---	---	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和3年6月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

本町では、5月1日より10月末日までの間、クールビズを推奨しておりますので、よろしくお願いいたします。上着の脱着につきましては、各自のご判断でお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（清水清一君） これより、本会議第1日目の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

5番議員 谷 正 君

6番議員 長 田 美喜彦 君

◎会期の決定

○議長（清水清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月10日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から6月10日までの2日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（清水清一君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和3年3月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎所信表明及び行政報告

○議長（清水清一君） 日程第4、町長より所信表明及び行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和3年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、所信の一端を述べさせていただくとともに、3月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

このたびの町長選挙においては、町民の皆様をはじめとして、各方面からの力強いご支援を賜り、心より感謝を申し上げますとともに、引き続き町政運営を任せていただくことに対し、その責任の重さを改めて痛感しているところであります。

私の町政運営に対する基本方針については、本年3月定例会の施政方針で申し述べさせていただいたとおりでありまして、新たなまちづくりの指針となる第6次南伊豆町総合計画に基づく主要施策を着実に遂行し、引き続き町民ファーストの町政実現に向けて誠実かつ謙虚な政治姿勢を持って皆様の負託にお応えするとともに、政策の選択と集中による重点化の下、限られた財源を有効に活用しながら安定的な行政サービスの提供に努めてまいります。

現下においては、新型コロナウイルス感染症対策が最優先事項となりますが、町民ファーストのまちづくり第2章として、「教育・文化・子育て支援のまちづくり」、「健康長寿・生涯現役のまちづくり」、「安心して生涯暮らせるまちづくり」、「自然災害から住民を守るまちづくり」、「観光資源を生かしたまちづくり」、「産業振興で基盤が強いまちづくり」を掲げ、子供からお年寄りまで安心して暮らせる、希望が持てる町政運営に邁進してまいります。

また、近年の地方自治を取り巻く環境は極めて厳しい状況下にあります。多様化・高度化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、全ての町民が住みやすく次世代・未来の子供たちに自信を持って引き継ぐことができる南伊豆町を目指して総力を結集し、誠心誠意取り組んでまいりますので、引き続き町民の皆様並びに本議会からご支援、ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。再選に当たってのご挨拶及び所信表明とさせていただきます。

1、南伊豆町地域子育て支援センターの開所について。

4月9日、本議会並びに地元関係者など37名のご臨席の下、地域子育て支援センターの竣工式が執り行われました。

ご多忙の中、ご出席を賜りました議員各位に厚く御礼を申し上げます。

本施設においては、1階部分に子育て支援センターを配置しており、旧支援センターと比較し約2倍の収容面積を確保したほか、2階部分には多目的室を設け、こども園や本センター行事での活用に加え、子育てに関わる支援団体等への貸出しや、子育て世帯への就労支援につながる各種事業を推進するもので、4月12日に開所いたしました。

4月の利用状況では、14日間で延べ136組305人のご利用があり、年間5,000人の利用者を見込んでおります。

また、開所日当日は、開所時刻前からお待ちいただく方々もおられ、利用者からは、「広いスペースでゆったりと子供たちを遊ばせることができる」、「コロナ禍でもあり、十分なソーシャルディスタンスを保つことができて快適」など好評の声が数多く寄せられておりま

す。

今後においては、令和3年度中での認定こども園改修工事を経て、保育・子育て環境のさらなる充実に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2、新型コロナウイルスワクチン接種について。

全国的な感染拡大にいま収束の見えない新型コロナウイルス感染症に対して、その最前線で日夜懸命にご奮闘いただいております医療現場の皆様に衷心より敬意と感謝を申し上げます。

本町においては、新型コロナ感染症撲滅の切り札となるワクチン接種が5月10日から開始され、5月29日までに1,312名が1回目の接種を終了し、現在2回目の接種も始まっております。

ワクチン接種を希望される皆様には、予約で電話がつながらず、大変ご迷惑をおかけしておりますが、各医療機関のご支援を受けて、接種日や接種時間の拡大を図り、さらなる接種枠拡大に努めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、本日から予約を再開いたしましたが、電話に加え、インターネット予約も併設したほか、各医療機関での個別接種も可能となることから、予約の混乱も減少するものと考えております。

8月以降には65歳未満のワクチン接種も開始されますので、迅速かつ適切な接種情報の提供に努めてまいります。

3、南伊豆地域広域ごみ処理事業について。

平成30年7月から協議を重ねてまいりました南伊豆地域広域ごみ処理事業については、本年2月の構成市町首長会議での合意事項を基に各市町議会の全員協議会において報告がなされ、本年3月に3町が参加表明をいたしました。

今後は、令和3年度中に「広域ごみ処理基本構想」及び「循環型社会形成推進地域計画」策定に着手し、令和9年度中の焼却施設の供用開始、令和11年度中での再資源化施設稼働開始を目指してまいります。

また、今般の町長選挙において私の公約にも掲げさせていただきましたとおり、一般ごみの減量化は極めて重要な施策と捉えておりますので、町民の皆様はもとより、町内事業者へのご理解とご協力を仰ぎながら、実践的かつ計画的に進めてまいります。

4、商工観光振興の取組。

(1) ふるさと寄附について。

令和2年度ふるさと寄附の総額では1億6,577万8,638円となり、前年度実績額1億7,013万3,961円から約2.5%の減となりました。

これら主要因としては、人気の返礼品である「ふるさと寄附感謝券」の申込みが顕著で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光事業の落ち込みと連動しており、令和元年度の感謝券寄附額が8,112万8,000円であったものが令和2年度では5,755万3,000円と大きく落ち込みました。

新たな取組として、「ふるさと寄附専用ホームページ」の開設や返礼品の梱包及び配送料を町が負担することとしたほか、魅力度を高める返礼品掲載写真の更新及びリニューアルにも鋭意取り組んでまいりましたが、前年度の実績額には届きませんでした。

一方、新型コロナウイルス感染症によるテレワークの推奨などで在宅率が高まり、冷凍イチゴや柑橘類、干物などの日常的な食料品への申込みが増加し、とりわけ冷凍イチゴでは寄附額5,000円と手軽な価格設定から幅広い年代層に好まれ、令和2年度末までの申込総数の約4分の1を占めております。

このため、本年4月当初から「イチゴ生産農家」の登録事業者を追加し、長期冷凍保存による在庫の確保という強みを生かしつつ、年間を通して発送可能な返礼品となるよう取り組んでまいります。

(2) みなみいず応援プレミアム付商品券について。

新型コロナウイルス感染症拡大により低迷する地域経済の活性化を目途に、「第2弾みなみいず応援プレミアム付商品券」の発行を決定し、3月15日から販売を開始いたしましたが、4月21日をもって1万5,000セット、総額1億5,000万円分を全て完売いたしました。

昨年の初回発行時においては、対象者3,896世帯に対して3,016世帯、1万4,758セットのご購入があり、これら実績を踏まえた中で、今般、同数の1万5,000セットをご用意いたしましたが、地区巡回による個別販売に加え、1世帯につき5セット以内であれば複数回に分けての購入も可能としたことなどから、多くの方々からご好評をいただいたところであります。

また、売り切れにより購入できなかった皆様には大変申し訳ないと思いますが、可及的速やかに実施すべき新型コロナウイルス感染症経済対策事業とした趣旨と、何よりも疲弊した町内事業者への早期支援であることにご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、使用期限は7月31日となりますので、お買い求めいただきました方々には、使い残

しないよう重ねてお願いをいたします。

(3) リアル宝探しイベント「南伊豆大秘境」について。

これまで行政課題の一つとされてきました「域外に誇れる豊富な自然資源の活用」を念頭に、資源の量的及び質的な調査を経た中で、ユーザー目線による地域資源の魅力を再認識し、その結果を生かした回遊型コンテンツの造成に取り組んでいるところであります。

今般のリアル宝探しイベント「南伊豆大秘境」は、4月29日から7月18日までの期間で開催しており、町域全体をフィールドとして大自然の中に隠された秘密の宝箱を探す回遊型の謎解きイベントであります。

挑戦者は、パンフレットさえ入手すれば自由に参加できることに加えて、開催期間を長期に設定することで、町の認知度向上と参加者を極力分散させることにも配慮されたものとなっております。

スマートフォンを活用したデジタル形式を一部採用し、新しい生活様式に合わせた誘客促進施策として接触回数を減らし、大自然の中で3密の回避を徹底した回遊型のコンテンツに仕上がっており、コロナ禍における町内の宿泊施設、観光施設、飲食店への需要創出のほか、コロナ収束後の海水浴、秋の伊勢海老まつりに向けた誘客の呼び水となってくれることを期待しているところであります。

なお、5月20日現在での「宝箱」の発見報告場所となっております南伊豆町観光協会には、既に305人が報告に訪れております。

以上で令和3年3月定例会以降の行政報告を終わります。

○議長（清水清一君） これにて所信表明及び行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（清水清一君） 続きまして、日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

○議長（清水清一君） 9番議員、漆田修君の質問を許可します。

漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） それでは、通告に従い、地方財政計画と地方交付税法の一部改正が今年度の1月29日に閣議決定されて法案として通過いたしました。それと、第2番目が循環型社会形成と広域ごみ処理事業の今後の課題と、この2点につき質問をいたします。

先ほど町長の行政報告の3番目の中で報告がありましたが、1市3町の具体的なまだ会合はされていないという認識でおりますが、それについて、本町としての対応はいかがであるかということについて、併せて質問をさせていただきます。

まず最初の質問であります。本町の令和3年度予算は、さきの3月議会の施政方針で概要は本会議に示されましたが、町長選挙の年でもあり、予算そのものは骨格予算でありました。今般、政府の地方財政計画の懸案の行政課題の在り方と絡めた幾つかの問題点に対する当局認識という観点から、次の5点、要旨1から5について話を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

コロナ対策に重点を置いた補正予算は、これ国の話ですが、従来の15か月予算の継続として、ここ10年間連続となっています。2020年度の当初予算は102兆円だったが、今回も含めた3度の、3次補正と言っておりますが、3度のコロナ補正で歳出総額は175兆6,800億円に膨れ上がりました。2019年度決算より約7割強多いと言われております。新規国債発行も当初予算で32兆円だったが、112兆円に急増しました。当初予算は、抑制的に編成し、補正予算を抜け道に使って積み増す形だと俗に言われております。

そこで、コロナ対応で膨らんだ予算は、コロナが収束すれば、できるだけ早く正常な規模に戻すべきですが、実際は難しいと思われれます。膨らむ予算を税収増で賄えればいいが、実際には歳出の多くを国債の発行に頼っている現在、長期化する超低金利と日銀による国債買入れで、足元は問題ないんですが、これだけ国債残高が増えると、いずれ格付も下がるでありましょうし、万一国債の利回りが上がれば、利払いに充てるお金も増えるという悪循環に陥ります。

そうなる前に、日本経済の構造改革を進め、潜在成長率を高める必要があります。経済の構造改革を進め、潜在成長率を高める必要があります。それは、地方でも同じことなんです。ポストコロナ最大の課題である、第1問目の本問の個別質問に入る前、ポストコロナの最大の課題である構造改革の進展について町長はどのような見解を持っているのか、最初に、このマクロ的な大まかな質問で申し訳ないんですが、最初にお答えをいただきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

日本経済は、2018年秋頃をピークに景気後退が続いており、2019年10月の消費税率引上げ、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた2020年2月の自粛要請、4月の緊急事態宣言の発出によって、2019年度後半から景気の悪化ペースは急速化し、2020年4月から6月期以降の実質GDPの急速な落ち込みを受けて、潜在成長率はマイナスに転じる可能性が高いとも言われております。

ただし、今後予想される潜在成長率の落ち込みは、あくまでも新型コロナウイルス感染拡大を受けた経済活動の制限によってもたらされたものであり、真の意味で日本の経済の実力が落ちてしまったものではなく、短期的には、新しい生活様式の実践やソーシャルディスタンスの確保などによっては経済活動が一定程度制約されるため、経済成長が抑制されることは避けられませんが、中長期的に見れば、ワクチン、治療薬の開発、ウイルスとの共生やDX、いわゆるデジタル・トランス・フォーメーションの進展など、今回の問題を契機とした新しい需要の創出などにより、再び元の成長軌道に戻る可能性は高く、過度に悲観することはないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 答弁ありがとうございました。

大方の方向性の認識としては、それでよろしいと思うんですよ。ただ、本町の場合、例えばGDPそのものが町内総生産という概念がありませんので、プライマリーバランス、実質成長率と実質利子率のバランスはいかがであるかという判断が非常に難しい。ですから、そこにはあえて触れなかったんだという私、認識でおりますが、それはそれでいいんですね、町長。いいですね。ああ、縦に首を振っていますから、そうだということだと思います。

それで、次の問題に入ります。

2番目が実は令和3年1月29日、私、先ほど申し上げましたが、地方財政計画及び地方交付税法の一部改正が、法律案が国会に提出されて、予算の可決と同じ頃、通過したということであります。これは私、去年も同じ頃に地方財政計画との関連で質問したんですが、ま

ち・ひと・しごと創生に個別の議案に、案件に対する質問をしたんですが、これその都度、これこれに、丸々事業については交付税対象になりますよ、実質充当率はこうなりますよということを、交付税、団体ベースですよ。それは毎年確定されるわけです。

ですから、ここで本町に関係のある事案だけを取り上げて、この5件だけ、4件ですね、4件質問させていただきますが、最初は、デジタル化の関係です。

実は、全員協でデジタル同報無線の工事についてということで説明はございました。これは今年度の予算でやるということですから、この中の延長でその事業を展開するという解釈だと思っんですよね。理解でいいと思っんですが、その理解は間違いないですね。町長、いいですね。間違いない。はい。

そこで、コロナ禍で地方税等が大幅な減収となるなど、地方財政が大変厳しい中で、地方が地域社会のデジタル化や防災、減災、国土強靱化、地方創生の推進、先ほど申し上げました地域社会の維持、再生などの重要課題に取り組むことができるよう、交付団体ベースで一般財源化されました。

これは財政当局が一番承知していることなんですが、そこで、地域デジタル社会推進費の中、今年度の予算です。デジタル社会の恩恵と高齢者など多くの住民が実感できるデジタル活用支援についてと、併せてもう1件、デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など、魅力ある地域づくりの推進について、本町の対応はどうであるか。併せて、地方交付税措置はどうなっているのかをお答えください。これは参考資料としてお渡ししてありますんで、それをそのまま述べても結構ですけども、かいつまんでちょっとお願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されました。

これは、従前の情報化への取組が不十分であったという認識の下、単なるIT化ではなく、DX、デジタル・トランス・フォーメーションへのかじの切り直しであります。

本町でも、業務のIT化、電子化については順次進めているところであり、現在、税務情報システム、住基システムをはじめとする電子システムが稼働しておりますが、これらはあくまでもDXの入り口部分の一部にしかすぎず、あらゆる手続、業務、行為をデジタル化し、これを「バーチャル」と呼んで「現実社会」と融合させることがDXであります。

本町では、バーチャルと現実社会の融合に欠かせないブロードバンド、光ケーブルの全面

整備を令和2年度までに完了させました。

また、マイナンバー制度を活用した児童手当の申請など、子育て支援のワンストップ化に取り組むほか、キャッシュレス化、デジタル化に向けた商工会との連携なども進めているところでもあります。

公共交通、路線バスの利用等に関しては、「特に、お年寄りの降車の際の小銭の出し入れが非常に大変そうだ」などとする現場の声も届いており、本定例会における補正予算において、バス料金のキャッシュレス化に関する予算審議をお願いすることとさせていただきました。

観光振興については、スマートフォンを活用したデジタル形式一部採用のリアル宝探しイベント「南伊豆大秘境」が本年4月29日から7月18日の期間で開催中であります。

また、ブロードバンドを活用したサテライトオフィス誘致、ワーケーションの振興についても注力しているところでもあります。

これら一連の事業に関する交付税措置についてであります。令和3年度及び4年度限定で1,200億円程度は市町村分として新たに基準財政需要額に追加されます。

これは、事業の実施実績をもって交付されるものではなく、障害者手帳の交付台帳搭載数や1次産業事業所数等を基礎数値として算出し、交付されることとなりますが、本町にどの程度交付されるかは現時点において不明であります。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

実際は、総額で2,000億なんです。都道府県が800億、市町村部分が1,200、それは基準財政需要額の7割とか、そういうグロスじゃない、グロスに対して7割なんです。ですから、ネットで7割ではないということなんです。ですから、その辺の解釈が、財政当局は十分理解していると思うんですが、そうすると、財政基準収入が多い自治体においては、非常にその利率が下がってくるという、その数値上のからくりがあるということも当局は分かっていますね。分かっていますね。

ですから、そういうことも併せて、交付税法の関係を念頭に置かれた予算組を、補正をする場合、予算組を考えていただいて展開していただきたいということを申し述べておきたいと思います。

その次の問題ですが、地方の回帰、今、3番目かな。3番目、防災、減災、国土強靱化の進展、推進についてであります、この事案は、去年に、令和2年に最終年度を迎えた防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく取組のさらなる加速化、それから深化を図るため、向こう5か年の加速化対策が策定され、令和3年から令和7年までの5か年間に重点的かつ集中的に対策を講じることとされたのであります。

幾つか用意されている事業のうち、緊急自然災害防止対策事業の大幅拡充、延長については、私はさきの一般質問、これ去年です。でもそのバックウォーター現象の改修の観点から当局にたどしましたが、そのときの答弁は、八重ヶ瀬橋の上流500メートル以内の河川の浚渫を図って、川底の強固と、それから水流の迅速化、それを図るよということでバックウォーターに寄与するというお答えでありましたが、実際は、本流の中洲が依然として堆積したままなんです。ですから、大雨が降ったときは、前回と同様の現象が推定されるということなんでありまして。

そこで、今回は青野川本流側の中洲の除去及び川床の浚渫に対し、施策の考え方があるのかどうか。今現在は、前原橋の橋脚の強化と一部浚渫されていますが、併せて湯の花、来宮の上流、来宮橋の上流、それもそうなんです、目的が浚渫でなくて、あれは強固化というんですかね、インフラをさらに強固するという目的でありますんで、その辺の浚渫事業に重点を置かれた事業を施策化する考えはあるのかどうか。緊急自然災害防止対策事業や交付税措置等の援用についても、併せてお答えを賜りたいと思います。お願いいたします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

豪雨等に起因した河川氾濫による災害を未然に防ぐためには、計画的な浚渫など、日頃からの河川管理が極めて重要となります。

ご指摘にもありました国土強靱化などの取組の推進については、本町所管業務として適切に対応を進めているところでありますが、県管理下にある青野川については、下田土木事務所直近の浚渫予定を確認いたしました。

青野川の岩殿から湯けむり橋までの区間を部分的に県の単費で実施する予定とのことですが、ほかにも浚渫が必要な箇所も存在しますので、管理者である県に計画的な浚渫を実施していただけるよう強く要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

交付税措置については、公債書方式で70%、それから基準財政需要額が参入されているということも、その理解でよろしいんですね。これいいですね、町長ね。ええ、分かりました。引き続き、そのような行政努力をぜひお願いしたいと思います。

次に、あまり時間ないんで飛ばしますが、地方の回帰支援の推進についてであります。

これ地域おこし協力隊の取組は、令和3年度予算説明書のとおりですが、協力隊のインターン制度や隊員が任期後に居住する空き家の改修に要する経費について特別交付税を講ずることとしたとありますが、本町の現況はいかがか。併せて、2つ申し上げますので、お答えください。

2番目が市町村が地域住民、民間企業、外部専門人材等と連携しながら地域活性化に向けた重要プロジェクトを実施する際に、その現場責任者として関係者間の調整、橋渡しをしながらプロジェクトを推進する者を地域プロジェクトマネジャーとして任用するための経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしましたが、本町の現状とこれに対する当局認識はいかがでしょうか。併せてこの2点について一括してお答えください。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

特別交付税で措置される地域おこし協力隊に関する経費につきましては、「地域おこし協力隊インターン制度」や「隊員の住環境整備」のほか、各種研修及び資格取得費、退任後の起業に要する経費等、多岐にわたり認められており、本町では、隊員の活動の範囲内と認められる経費について予算化し、対応しております。

ご指摘の「インターン制度」と「住環境整備」につきましては、これまで活用の事例はございませんが、応募者の裾野拡大やミスマッチの防止、また退任後も町内で活躍していただけるよう、状況に応じた制度活用による支援を継続して実施してまいります。

続きまして、地域プロジェクトマネジャーについてお答えいたします。

地域課題の解決や地域活性化を目的とした重要プロジェクトの円滑な推進には、地域・民間・行政・外部専門人材等による連携した取組が求められ、そうした関係者間の橋渡しをしつつ、プロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」の重要性が高まっております。

本町では、地域産業の活性化や地域課題の解決に向けた人材活用の取組として、「地域おこし協力隊」の採用のほか、「地域活性化企業人」や「人材派遣型の企業版ふるさと納税」などの制度による外部人材の活用について検討を重ねております。

このほかにも、地域活性化に向けた国の支援策は、続々と新しいものが示されてまいりますので、情報収集に努め、最大の事業効果を発揮できるよう、「地域プロジェクトマネジャー」の採用も含め、状況に応じた最適な制度活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

実際には、協力隊のインターン制度は、今、採用をしていないということなんですね。そうですね。実は、7年前でしょうか、この制度、まち・ひと・しごと創生事業がスタートしたとき、これ非常に全国的に鳴り物入りでスタートしましたね。しかも、なおかつ予算コードまで地方創生事業コードを付与して、それらを、その個別の予算データを並び替えて、まち・ひと・しごとのそれぞれのコードごとに、大分類コードごとに事業を展開した。しかも、それは特別会計までひっくるめて、特会まで入れてやったということが過去にありました。スタート時点でね。今現在、実際は、非常に尻つぼみの状態になっているんです。当時、大山鳴動してネズミ一匹も出ないような状態に今、なりつつあるんですよ。

ですから、こういったインターン制度の活用に関する経費は、実際は1日当たり1万2,000円日当がつくわけですよ。インターン制度で学生なり、そういう若人をインターン制度に入れていただけるだけで、それ、しかも交付税で公費として出るわけですから、ぜひ町は、担当部局をはじめ、前向きにそれに取り組んでいただきたい。そして、何しろ町を活性化しましょうじゃ、そういうことをしてお願いしたなと思います。

これは当局の認識問題でありますので、次の問題へいきますが、最後の5番目でしょうか。総務省と地方公共団体の金融負担機構というのがございます。それとの共同事業であります地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設が具現化されました。具体的な分野は次のとおりであります。まず1番、4つございます。

1番目が公営企業の経営戦略の策定と経営支援、非常に一言でさっと言っていますが、後で説明します。2番目が公営企業会計の適用、3番目が地方公会計の整備、4番目が公共施設総合管理計画の見直し、この事業は、個別の自治体へ継続的にアドバイザーを派遣して、

伴走型というんですかね、の支援を行うものでありますが、当局は、今後の取組も含めてどのように認識しているのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣については、本年3月30日付で静岡縣市町行財政課から照会があり、公営企業会計の適用に関して、公共下水道事業と漁業集落排水事業については、令和2年度からの固定資産台帳作成に始まり、令和5年度からの適用に向けて専門的なコンサルタント会社と協議を重ねてきた経緯があること、また、経営戦略の策定においては、既に策定済みではあるが、本格的な経営戦略については、公営企業会計の適用後に行うことを予定していることから、派遣依頼を見送っている状況にあります。

また、水道事業においても、平成28年度に経営戦略策定済みではありますが、簡易水道の正式統合を控えているため、派遣依頼はしておりません。

このような中、令和2年度水道事業会計の決算で約2,000万円の損失が発生し、水道事業会計は大変厳しい状況となっていることから、今後、財政運営・経営改善に向けたアドバイザーの活用を検討したいと考えているところであります。

また、公共施設等総合管理計画の見直しについては、膨大な資産情報の処理作業と各種主要計画との整合性を図る必要が必須であるため、本年度の当初予算に公共施設等総合管理計画改定委託料を計上させていただきました。

今後、専門事業者の支援の下、改訂作業を進めてまいりますので、現状においてアドバイザー派遣は予定しておりません。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 個別にご答弁ありがとうございました。

問題は、一番最後に町長が申し上げました公共施設等総合管理計画の見直しという項目がありますが、これは、担当は総務課で、総合管理の個別計画を今年度の3月に策定しましたね。その基は3年前の総合管理計画ですが、現存する資産の全てのものを網羅して、個別に1個1個3つの分類ごとにそれを分けて、その中でそれを資産化するというステップを踏んだと思うんです。

その中で、例えば、これ実はこの次の問題でも私、申し上げますが、焼却施設の公共施設、その、実は3月24日の全員協でも私、申し上げましたが、そういう試算ができると思うんですよ。試算をすると4億2,700万という数字が出ましたけれども、4つの予算項目別にね。そういったものを個別にして、当時、3月24日の説明で、要するに追い込められた選択という状況の中で、それしか選択がないよというような雰囲気の中で説明が副町長からあったんですが、ですから、そうではないよと。

もっと広い視野に従って、実は公共施設等の総合管理計画のLCC、ライフサイクル、LCCによると、これこれになりますよというような、そういうことも実は内蔵しながら議員の皆さんにそれをお諮りしますと、そういう姿勢で話をすべきです。当時の全員協の話は、淡々と、その出来事に従ってさも決定されたかのような説明であったということなんですよ。お諮りしますと、お諮りするという姿勢が全く見受けることはできなかった。私、非常に憤慨したんです。

ですから、今、先ほど言いましたこの町長答弁の第4番目、ここでいうところの公共施設の総合管理計画の見直し、こういったこと、これは非常に重要なことなんです。ですから、1番目はいいんですよ。前の3月議会で公共施設の、要するに水道会計に編入するという話は既に出ていますから、議会でもそれは承認しておりますので、それはそれでよろしいんです。

ですから、地方回帰支援の推進については、非常に研ぎ澄まされた神経を持って行政の一つ一つに当たる必要があると思うんですよ。特に岡部町長は2期目ですからね、自分の思うとおりにやりたいという気持ちはあるんですが、そこまで細心の注意を図りながらやっていかれることを私は望みたいと思います。

次、2番目の質問、これは要望です。

2番目の質問に入ります。

2番目が循環型社会形成と広域ごみ処理事業の今後の課題ということであります。

これは非常に細かく質問の中ではうたっておりますが、最初に、社会循環基本法、これ簡単に言いますと、実際はもっと長いんですよ。もっと長いんですが、その法律が2000年に制定されて、今、第5次の変更になっております。5年ごとのローリングしていますから。

そこで、実は私、今、申し上げましたが、3月24日、全員協によって、1市3町よる広域ごみ処理施設への参加が賛成多数により決定されました。南伊豆町の環境基本計画で示されたように、この分厚い本です。これです。これで示されるように、我が国では、天然資源の

消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することを目指しております。

ごみ問題の大半は、自治体の裁量に任されており、行政、住民、当事者の創意工夫で資源を有効活用し、ごみをできる限り少なくする持続可能な循環型社会の実現を目指すことが一番の命題であると言われております。そして、この実現に向けて、循環資源について、1番目に発生の抑制、リデュースといいます。2番目に、再使用、リユースです。3番目にリサイクル、再生利用です。4番目に熱回収、5番目に適正処分の順に行われるべきと基本原則を法定化した循環型社会形成推進基本法、これ非常に長いんですが、に基づいて循環基本計画を策定し、関連施策を総合的、計画的に推進してきました。

取組の問題に入る前、基本5原則の法定化について、本町の現状を勘案しながら、個別に当局認識をいただきたい、賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

循環型社会形成推進基本法により制定化された「廃棄物・資源循環の処理の優先順位」は、天然資源を消費抑制し、環境負荷が低減される循環型社会を目指したものである一方、優先順位の上位に位置づけている「発生抑制」及び「再利用」は、ごみ減量やごみ処理費削減の観点からも極めて重要な取組であると考えております。

本町の現状としては、ごみ指定袋による手数料賦課、資源ごみの分別収集、役場等での資源ごみの拠点回収、そのほか、広報や回覧等による発生抑制・再使用・再利用の啓発・周知に努め、熱回収と適正処分については、現在、焼却施設において、包括業務を委託運営しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

認識としてはそれで正しいと思います。そこで、この問題は、そういう認識の上に立った、今度はそれぞれの当事者の取組はいかがであるかという話に移りたいと思います。

分別の徹底や資源回収など、これは住民の取組ですね。こちらには取組ではなくて責務と書いてありますが、この基本計画は書いてありますが、そして、地域循環圏の構築や不法投

棄、不適正処理の監視、指導などの、これは地方公共団体による取組、これ役場の取組ということなんです。そして、排出事業者責務に基づく廃棄物の適正処理、3 Rの推進や拡大生産者責任に基づく循環配慮設計などの事業者、これは生産する事業者の取組、そして国の取組はどうかというと、法整備であるとか財政支援による取組、これが国なんです。

担当部局として、住民への取組や自治体取組の地域循環圏の構築に対し、このときの3月末の節目、いわゆる3月24日のことを言っていますが、それぞれの努力義務は怠っていないかどうか。また、環境審議会に対し、分別や減量化対策等の諮問をした経緯は過去にあったかどうか。平成27年以降の話です。あったのかどうか、それをちょっとお話しください。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在、本町では、18品目を分別収集し、16品目を再資源化しているが、さらに踏み込んだ「ごみの減量及び再資源化」を促進していくためには、「分別の徹底」に向けた取組の推進、資源回収の拡充は極めて重要であると認識しております。

これらの取組には、町民や事業者の方々の理解や行動が不可欠であり、今後、「ごみの減量及び再資源化」の促進を着実かつ効果的に実施していくためには、分別の徹底及び資源回収の拡充を含めた具体的な施策、削減のための数値目標を示したロードマップを作成し、町民、事業者の方々と協働して共に進めてまいりたいと考えております。

次に、地域循環圏の構築については、廃棄物の適正処理の継続、処理費用削減面においても極めて有益であると考えております。

また、国では、地域循環圏の形成には廃棄物の広域的な処理を一つの手段として示しておりますので、1市3町による広域化によるスケールメリットを生かし、これまで難しかった未利用廃棄物の有効利用など、「資源環境の輪」の構築を目指していきたいと考えております。

このほかには、現在、南上地区で計画推進されておりますバイオマス発電事業なども地域循環圏形成の一つであると考えますので、今後もその在り方について検討してまいります。

環境審議会への諮問についてであります。本審議会への諮問については、過去2回実施しており、いずれも環境基本計画の策定に関する諮問であります。その際には、環境課題の一つである「ごみの減量化、資源化の促進」等についてもご審議をいただいております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 清掃課長、清掃の担当の課長さんは何、ああ、高野さんね。これは審議会では、このプランに対する、この基本計画の改訂版に対する諮問しましたね。2回しましたね。最後は、コロナ禍で文書決裁ということでしたけれども、これ実際しましたか。していないでしょう。諮問していませんね、環境審議会の。環境審議会の中は、南伊豆町の環境基本条例の第17条において、第17条の第2項の（②）、②の中で、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を町長は諮問しなければならない、諮問することができるかと書いてありますよね。これはしなかったでしょう。しましたか。ちょっとお答えください。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今のご質問は、基本計画の諮問ということですのでよろしいですか。じゃなくて、どの計画、すみません。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 環境の保全に関する施策です。いわゆる先ほど町長が言った環境社会循環機構を創設しますと、それについては具体的な施策を、これこれこういうことをしたいと思うけれども、審議会の皆さん、どうだろう、諮問するから検討してくれないかと、そういうことはやっていないでしょう。やりましたか。それじゃなきゃ、間に合わないんですよ、これをつくるのに。だって3月24日ですよ、全員協通ったのは。どうして3月末の日付でこの第5次の改訂版ができるんですか。ですから、それは誰が考えてもやっていないと思うんですよね。それだけちょっと答えて。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今回の環境基本計画に関しては、審議会に、その内容に関しても、全部環境に関して計画を立てまして、その内容について、町長から会長のほうに答申、諮問して、最後に答申をしている形になっております。その基本計画の中に、その辺は網羅されていると考えておりますが、そのことではないでしょうか。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） これであまり時間取りたくないんだけど、結局、先ほど私言いました46ページかな、その中においては、数値設定がありますね。物質フローとありますね。あなたはご存知ですよ、課長だから。物質フローというのは、ウェイト、ウェイトは廃棄物ですね。それに対するそれぞれの流れを、物の流れを4つの段階で数値化しなさいと、これは第4次の循環計画基本計画の中ではそれをうたっているわけよ、国ほうがね。それで、実際見ると、これはリサイクルの、リサイクルウェイトしかうたっていないの、この中はね。だから、それから類推すると、当然これは、町長は諮問しましたか。真面目に答えたなら、しましたか。していない。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

すみません、要点をちょっと言えなくてすみません。今の物質フローに関しましては、南伊豆町の一般廃棄物処理計画のほうで策定をしております。物質フローについてはそちらで策定をしております、そちらについては、審議会にはかけていない状況になります。これに関しましては、全市町、処理計画を立てていて、これに関しては審議会のほうにかけない状況になっておりますけれども、よろしいですか。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） それはいいです。あと3つ質問があるんで、これで時間かけたくないんでそれはいいです。終わったらまた課長、終わったらお答えください。議会が終わったら。

次、これ質問要旨の3番目に関係するんですが、今、第1回、第2回の環境審議会というのは、この120ページでうたっています。実際は、令和2年7月9日、そして、あと12月14日に2回開催され、第3回は書面決裁という形でっております。主として、基本計画改訂版のドキュメント調整に議論が重点化され、広域処理施設の集約化をテーマとしたごみの減量化等の議論はされていなかったのではありませんか。もしされたのであれば、後日、議事録等の閲覧をお願いしたいと思います。これは必ず閲覧をします。

そして、第3番目の質問ですが、そこで3番目ですが、令和3年3月24日、全員協の場でも質疑しましたが、マテリアルリサイクル、マテリアルというのは材料という意味ですね。リサイクルの材料を含めた単独処理及び広域処理を問わず、焼却施設の規模縮小に向けて分

別品目を増やすなど、全国的に減量の取組を加速させている状況にあります。広域ごみ処理建設に同意した以上、ゼロウェイスト施策の具現化は、努力していただかなくては町民に示しがつかないんです。類似自治体である鹿児島大崎町、これは人口1万3,000ですが、のような完熟堆肥化の方向性など、ゼロウェイスト施策の検討や策定について当局はどのように考えているのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ごみのない社会を目指す「ゼロウェイスト」の実現は、本町にとっても目指すべき姿であると認識をしております。

現在、多くの自治体がゼロウェイストを掲げ、ごみの減量化に取り組んでおりますが、その中でも先進的な取組により減量を成功させた自治体の事例等の調査・研究を進めるとともに、効果的な取組については躊躇することなく積極的に取り入れていきたいと考えております。

また、先ほども述べましたが、ごみ減量及び再資源化の促進は、最重要課題と捉えた中で、ゼロウェイストの実現に向けたロードマップの策定を目指し、本定例会で補正予算を計上させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 補正は大変ありがたいと思います。

そこで、次には7つの国の基本計画、中長期的な基本計画というのが実はあるんですが、それは次の段ですが、今の町長答弁の中で、問題の第1番目ですが、統合的な取組として、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の在り方の検討とか、多種多様な地域循環型共生圏域における地域活性化として、地域における雇用機会の拡大や地域住民の生活の質の向上につながる健全な資源循環ビジネスの創出支援など、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環として、シェアリング等の2R型のビジネスモデルの促進評価などを上げているんです。

具体的に、私、今、先ほど言いました鹿児島大崎町では、大崎有機工場というのをつくりまして、これ食料品です。食品、分別化した食料だけ、それと、あと剪定枝であるとか、要するに剪定した枝とか、そういったものを攪拌して堆肥化する。しかも、これが大崎有機工

場という場所で、これ一種のビジネスモデルなんです。こういうことをしている。

しかも、もう一つ、徳島県の上勝町では、リサイクルの、これ当然マテリアルリサイクルセンターできますと、平成9年にはできますね。6年が建築、9年にはマテリアルリサイクルのストックヤードができる予定なんです、予定でいきますとね。ですから、そこで上勝町は、リサイクルのクルクルセンターというのをつくって、これは町がですよ。そして、現物に、例えばスチール製の本箱を持ち込む。そうすると、別な人は要らなくなった木材、木製のたんすを持ち込む。ああ、これいいな、じゃ、これ俺、持っていくよと、そういう交換センターができると。

これは一つの高齢者に対するビジネスのチャンスとして町として捉えることができる。こういうことをビジネスモデルの推進評価までつなげて、実はそういうことをマテリアルリサイクルとして考えなきゃいけない、行政として考えなきゃいけないということなんです。

ですから、単純に何品目しました、18品目しました、16品目再生資源です、これは実際にあそこのごみ箱へ行きますと、焼却場の手前に分類が、ボックスがぱっとありますね。例えばペットボトルであるとか、鉄であるとか、そういうのは、これは要するにストックヤードとしての備えなんです。

ですから、それだけじゃないよと。やるんならそこまで、決断した以上は、決断しましたね、町長ね。やるんだと。全員協であなた、一言も話していないじゃないですか。副町長ばかり話していて。そうでしょう。3月24日も3月16日も一言も話していない。町長が話しなきゃ、駄目です。議員が納得していないから。あなた、副町長ではないでしょう。町長でしょう。だったら、町長が話しすべき。分かりましたか。僕はそう思っています。

ですから、そういうことなんです。ですから、そういう姿勢が全体の議員にそれが普遍していくんです。おお、さずがに岡部、やるなと。よし、じゃ、みんなで腐心してやろうじゃと、そういう空気に成長していくわけですよ。ですから、ぜひともそういうことをお願いしたい。

次の問題いきますね。

次は、あと2つあります。南伊豆町の循環の環境基本計画、この関係です。この関係について質問いたします。いいですか。

改訂版の基本計画は、国の第5次環境基本計画の閣議決定を受けて、地域の自然資源等を有効に活用し、環境、経済、社会が総合的に向上した持続可能な社会づくりを進めるとあります。一方、国の第4次循環基本計画では、循環型社会の全体図を把握し、その向上を図る

ための物質フロー指標として、物質フロー、これは物の、担当課長、物質フロー、ここ出てきます。物の流れの3つの断面である入り口、循環、出口を代表とする指標を資源の生産性、循環利用率、最終処分量として数値目標を設定しております。

なぜこれを設定しなきゃいけないかということは次に申し上げますが、循環、総物質の投入量を分母とした入り口側の循環利用率と廃棄物の発生量を分母とした出口側の循環利用率の両方を代表指標とした数値目標を設定しています。また、循環型社会の形成に向けた中長期的な7つの方向性、これは環境省の再生循環局でこれをうたっていますが、まず1つ目が持続可能な社会づくりと総合的な取組、2番目が多種多様な地域循環共生圏域における地域活性化、3番目、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、ずっとありますけれども、全部述べません。一応7つあります。

その7つのとおりで、可能な限り具体的な数値目標を設定し、実施すべき取組を7つの方向性ごとに設定することになります。第2番目の要旨1、先ほど申し上げました要旨1で質問した循環基本法が作り上げ、クリエイトされた2000年からおおむね10年間で循環型社会の形成は大きく進展をいたしました。

その状況を示す3つの物質フローの指標をちょっと申し上げますが、資源の生産性が5割以上、2番目の入り口側の循環利用率が約5ポイント上昇、出口側の最終処分量は約7割以上減少し、我が国における物質フローは、資源投入から最後処分までの流れが大きく減少し、資源循環のフローが増えています。マテリアルリサイクルを念頭に、本町の場合、可能であれば物質フローの認識、測定値はいかがであるのかお答をください。課長、難しければいいですけれどもね、分かる範囲で結構ですが、お答えいただけますか。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

法定計画である「南伊豆町一般廃棄物処理計画」においては、循環型社会の取組に関する指標として、「リサイクル率」及び「最終処分率」を設定し、物の流れを把握するとともに、その向上を図っております。

循環型社会形成推進法が制定された2000年からリサイクル率は約6ポイント上昇し、14.3%となり、最終処分率は約10ポイント削減し、12.9%となりました。静岡県の平均であるリサイクル率は17.5%、最終処分率5.2%と比較した場合、そのより一層の再資源化の促進を図る必要があると認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 今、課長答弁は、基本計画の44ページに書いてあるとおりなんですよね。これ現状の現状値、これが発行されたのは3月ですね、今年の。現状値と令和6年を比較して14.3%が18%になりますよと、リサイクル率がね。実際は、資源の生産率そのものは、国でないと分からないんです。これは国民総生産が分子になりますんで、これは分からない。ですから、後の入り口側の循環利用率と出口側の循環利用率、そしてもう一つ、最終処分量、これは町で分かるんですよ。ですから、それをこの計画にうたってもらいたいんです。これに。

これだけだと、例えば循環社会の向上とか循環型社会の実現ということをこれから探索しようとした場合には、丸っきりつかめないんですよ。つかめない。どこに問題があるか分からないと。だから、循環率そのものを入り口側と出口側、それぞれ数値を出して、そして、あと最終処分量、そして元の資源の生産性、生産性そのものは、リデュースといいますけれども、それは国の数値を持ってくるしかないんです。

ですから、そういうことで総合的に判断して、今後の例えば循環型社会の創生についていかなるべきかということは、担当部局が町長にどんどん進言してください。町長は、そんな細かいことまで分かりませんから。ですから、ぜひともそういうことをお願いしたいなと思っております。

数値は、実際は、循環率は、僕は分かると思う。だから、コメントあったら、分かりますよね。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今、基本計画の中で細かいことはちょっとうたっていないという形になっております。その下の計画の中に、こういった南伊豆町の一般廃棄物処理基本計画というのがありまして、これは10年計画の下で、今現在、ちょっと作成をしている段階で、最終の今、チェックをしている状況です。その中にはリサイクル率、結局、物質フローの最終の出口のところになりますけれども、その率につきましても、今、調整をとっているところであります。

この南伊豆町一般廃棄物処理基本計画の下で、今年度補正をお願いしています南伊豆町ごみ減量化推進ロードマップの中にも目標数値を設定しまして、それでごみの減量化に向けて発信していきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

その資料、また見せてくださいね。議事録と併せて後ほど見せてください。

あと、5番目、ちょっと難しいんですが、今、口頭でさっさとやってしまったので、これは割愛いたします。

持ち時間、あと4分しかありませんが、最後の質問入ります。

最後に、実は2021年5月1日発行の下田市の市会議員3名による新聞の折り込みビラというのがありました。これはこういったものでありまして、これは添付していますんで、当局はご覧になっていると思うんですが、ごみ問題は市民の協力が必要です、住民説明会の開催を求めます、下田市会議員の3名の連名でこれは新聞の折り込みに入っていたということです。

この論旨のスケルトンの骨組みは、現在地の立地条件、そして、あと処理方式等に問題があり、住民説明会の開催をも提言した内容となっております。ごみ処理の施設建設に際し、最も切実感の高い下田市であるからこそ、全員一致で賛成であったと私は理解していたんですが、一枚岩ではなかったんだなという、今思うとそういう感触であります。

構成の1市3町の首長の1人として、この一連の動きに対してどのような見解をお持ちかご答弁いただきたい。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の新聞折り込みについては把握をしております。

南伊豆地域広域ごみ処理事業について、本年2月3日開催の首長会議で示された資料に基づき合意がなされ、各議会への説明を経て、本年3月に参加表明がなされたものであります。

首長会議の資料においても、ごみ処理方式は焼却方式とすることが決定されており、下田市内での施設設置場所、施設の規模、事業手法、事務手法は継続協議事項とされておりますが、本町全員協議会でも広域化に向けた財政シミュレーションなどご案内した中で、市内の既存焼却炉の建て替え経費などもご確認いただいたところであり、私の認識としては、現在地での施設整備方針と理解しているところであります。

また、広域化に参加する3町においては、下田市からのこれらのご提案を基に協議が進められてきたという経緯もありますので、事実関係を確認していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 実は、ここに5月24日付の下田市長、松木市長の答弁書があるんですよ。その中で、実は2つ問題があるんです。

1つ目が新たな適地を選定し、早急な移転を望むという項目については、簡単に言いますので、結論だけ、1市3町で協議していくと、1市3町で協議していく。もう一つ目のごみの再利用と資源化については、これもそうなんです。1市3町で取り組んでまいりますと。細々した途中はありますよ。そういう結論で文章化、ドキュメント化されています。

ですから、これは今後、これは県の環境局の廃棄物のリサイクル化の指導で実はこういう配布された資料がありますが、本年度の事業は、市町との調整及び広域化の計画素案の修正、それが1つ目です。2つ目が前の温泉と同じです。環境審議会でもんで、その結果を報告すると。3つ目がP Cだ、パブリックコメント、学識経験者なり対象者が公の場でこういう自分の意見を述べるパブリックコメント。それで、4つ目が広域化計画の制案を策定すると。

多分、松木さんの言っているのは、この4番目の中に全てが含まれていると思いますけれども、ですから、段階としては、平成3年度、6年がスタートですから、3年度では、相当もめると思いますね。ですから、西豆地区と南賀、下田、南伊豆と、東河と、この3つの拠点ごとに、例えばそういう施設を再検討し直すという案も当然出てくるでしょうし、そうなったときに、現在の案がどうなんだというようにところで改めて、当然町長は検討しないと思うんだけど、そういうことも必要になってくるんじゃないかなと思うんですよ。

ですから、一応その辺の含みも含めて、全体の流れ、令和6年に対する、そして、あと県のリストの、この書面の中の今年度の動き、そういったことを勘案して、町長は、個人的に俺はこう思うよと、そういうことを聞かせていただけませんか。

○議長（清水清一君） これで、答弁で終了となります。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

その後、下田市長も地元地域の方に説明会をやっているということですので、やはり私もが予想しているとおり、現施設で建て替えかなというふうなところです。

それで、先ほども答弁をしましたけれども、1市3町におけるこの事業については、下田市の事業に3町がのっかっていくという方向性ですので、下田の提案に我々が検討するという今までスタンスでした。先日も私は、松崎町長、それから西伊豆の星野町長にも声をかけて、我々、聞くばかりではなくて、我々是我々の立場として、立ち位置としていろいろ検討しておこうかと、勉強会をしようということで提案させてもらいましたので、担当課を含めた中で3町での検討会を進めて、3町があるべき方向性というのもやはり下田市のほうには訴えなくてはいけないと思っていますので、その辺の作業をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 終わりになります。

○9番（漆田 修君） 終わり。

○議長（清水清一君） はい。

○9番（漆田 修君） 終わります。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 以上で漆田修君の質問を終わります。

ここで11時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（清水清一君） 4番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 4番議員の加畑です。よろしくお願いします。

今月3日から始まった県知事選によって、県民の政治に対する期待が、関心が非常に高まっている状況の中だと思います。我々町議会議員も、議会活動、議員活動、その辺も加味しまして邁進していきたいと思います。そんな中で一般質問をさせていただきます。

今日は、3つ質問を用意しました。1つ目が石廊崎オーシャンパークの運営の方向性、2つ目が林野庁から出された森林環境譲与税を使った取組事例集の活用、3つ目が賀茂地域6市町で設立した伊豆’s ライフスタイル創造エリア推進協議会の内容、この3つで伺います。マスク外してよろしいですかね。

○議長（清水清一君） どうぞ。

○4番（加畑 毅君） まず1番最初の問題ですけれども、石廊崎オーシャンパークの運営の方針です。

前回、3月の定例会の中でも質問させていただきました石廊崎オーシャンパークの件です。そもそも地縁者優先で指定管理者の選定を行ったことは前回確認いたしました。この4月から、観光協会の参画なしに運営方針に転換したということになっております。来年度は、指定管理者選定が行われるわけで、今年度が指定管理者期間の最終年となります。伊豆半島南部の観光事業者からの期待度も高く、誘客の役割も求められる立ち位置にあることから、コロナ禍の影響があるとはいえ、説得力のある選定理由としての裏づけが必要と考えます。指定管理者の目指す本年度の事業目標で把握しているものをまず担当課の課長に伺いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

石廊崎オーシャンパークは、平成31年度から3年間の指定管理期間をもって石廊崎区を指定管理者に選定し、売店・レストラン運営に加え、誘客等に係る情報発信を南伊豆町観光協会が担うとした提案の下、これまで2年間の運営管理がなされてまいりました。ご案内のとおり、3年目からは石廊崎区単独運営となって2か月がちょうど経過したところであります。

ご指摘の単独運営となった指定管理者の目標としては、昨年からのコロナ禍にある中で、指定管理者選定に係るプロポーザルの際に提案した3年目の目標値、「年間20万人の来園者」を目指すことであり、このために必要な様々な計画を用意しているところであります。

同計画には、既に着手した「町民の駐車場無料化」があり、開園当初からの構想ではありましたが、運営・経営の二重構造など諸事情を解消することで3年目に実現することができました。

また、新たな試みも始めており、6月中旬に予定をしておりました「がんバル」イベントへの参加は、残念ながら「がんバル」イベントが中止になってしまいましたが、6月20日執行の静岡県知事選挙の投票済み証をご持参の方にはソフトクリームの割引サービスを、毎月16日には、「イローの日」として「ところてん」などの無料配布サービスも実施しており、食堂部門での新メニューなども徐々に増やしております。

このほかには、見たら来たくなるSNSリニューアルにも着手したほか、これからの夏季ハイシーズンを迎えるに当たり、営業時間の延長に向けて準備を進めております。

加えて、伊勢海老の全盛期となる秋に向けての独自イベントなどの構想も計画中であると指定管理者から伺っております。

指定管理期間については、ご案内のとおり最終年度となり、本年度中には次期指定管理者の選定作業を進めてまいります。さきの議会でもお答えしたとおり、公平・公正を旨とした公募的なものをもってというところが皆様のご納得のいくところではないかと考えております。そういった方向に向けて選定に努めてまいりたいと思っております。

なお、本年4月29日から5月9日までの来園者数は9,533人、開園当初の同時期来園者数は1万5,263人でありましたので、そのときの約60%程度の入込みとなっております。

初年度は、ちょうどゴールデンウィークが10連休の年でもございました。また、コロナ禍の件もございますので、この60%、約1万人を集客できたということについては、決して悪い数字ではないと思っているところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、担当課長からお答えいただきました。

今回の6月議会で3月議会に引き続いて同じ内容を質問したんですけれども、それは次回の9月定例会の段階になりますと、もう選定作業に入っているんだろうと思うんです。指定管理者の選定作業に動き出している時期だという予測がありましたので今回聞いたんですけれども、緊急事態宣言下の中での来客数はさっき聞いたんですけれども、例えば財布を2つを1つにしたというのがありましたよね。それによって駐車場を無料開放するという形ができるようになったと。

それによる効果というのは、どうでしょう。実際は、来場者からお金が取れない状況になっても、その分、例えばほかでお金を使ってもらえることができるから結果的には、トータル

としては効果があったんだよというようなところは見えてきたんでしょうか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

先ほど来場者数については、連休ベースで6割程度と申し上げたところですが、昨年1年間のコロナ禍における決算等を見ますと、初年度と2年度の差というのは、そう大差はございません。

単純に数字で表しますと、一番分かりやすい形としまして、全体的に年商として6,000万円ベースで動いている。それが初年度につきましては、諸事情により、先ほどの二重構造の関係により、1,500万円と4,500万円といったような使い道の分断が起こっておりました。それが1つになった状態ですので、6,000万円が例えば8割、9割になったとしましても、5,000万円規模の活動ができます。これは大きなことでして、宣伝につながるようなイベントといいますか、そういったものを打つということもできておりますので、決して悪い方向ではなかったということになります。

管理者のほうで初期に準備しました準備金の関係もございまして動いているという状態もございしますので、コロナがいつ明けるか、この問題はございますが、この状況にあっても、町が指定管理料を支払わなければランニングコストが出ないという状況にない、つまりが自主的に全てをやれているというのは大きなことではあるなとは思っているところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 自主的に今、できているという状況というところで次も目指していこうという形だと思うんですが、先日の観光協会の総会の中で、私、これ同じ質問させていただきました。というのは、観光協会側からしてみると、今までレストランのところを運営していたところから一回外れますよという形です。僕が議会の中で聞いているのは、当局側、石廊崎側からの答弁として聞いているもので、逆サイドからの答弁としても聞きたいということで聞いたんですが、決算書を見ると、実際は黒字で終わっているんですが、そこが補助金がもし入っていなかったら赤字ですよというところがあったんです。

その部分に関してというのは、今後、展開するときに危惧されるところじゃないかなと思うんですが、その辺は数字は把握しているでしょうか。観光協会側の総会の資料の決

算書の中でいくとそういう形になっているんですけども、その点、もし把握できていればと思いますけれども。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

ご指摘の補助金といいますのは、町からの補助金というのは、恐らく観光協会への宣伝補助金という形のことであろうかと思われます。ただ、オーシャンパークの中での厨房、また売店等の経営につきましては、駐車場とまとめた形で、指定管理者がまとめて一括で報告は町としていただいているところなんですけれども、これ細かい話にはなりますが、補助金のある、なしで、できる、できないではなく、受託販売の部分がちょっと多過ぎるかなというところはございますので、年商としては合わせて、先ほど申し上げましたとおり、4,500万円からあるわけですので、受託販売ですと、手元に残る率が1割から3割程度、通常の商店経営の方向へ持っていくと、俗に言われる折り返しという50%以上を目指すところでございますので、そういったノウハウをちょっと経理士さんとも相談しながらやっていければ、十分に従業員の活動を、また園内清掃等を賄える金額ではないかと思っているところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） はい、分かりました。ありがとうございます。

ちょっと僕の質問した趣旨と違うところもあったかもしれませんが、申し訳なかったです、その点については。

それで、今度は町長に聞きたいんですけども、プロポーザル方式というのを考えているということを3月議会の中でもお話ししていたんですけども、その点のルールといいますか、例えばそういう選定委員会みたいなものとか、どういうメンバーでとか、どういう基準でというところは、そろそろ考えているところはあるんでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今現在では、どのような内容かというところは、詳しくは決まっていないです。ただ、この秋にやっていくということで、当然石廊崎区の方からも素晴らしい提案がなされるのかな

というふうに期待はしているところであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） その点、私も同感なところですが。本来は石廊崎区の方が素晴らしい企画を出していただいて、引き続き石廊崎区に任せても構わないという状況の中でお任せするのが一番理想だとは思いますが、やはりそこには公平、中立というところが当局側にはあると思いますので、対して石廊崎区の方々も、その点、心配な点があるというところで、これは注目される場所だと思うんですが、1つ聞いておきたいのは、最初に石廊崎が一般社団法人をつくるに当たっての出資金がありますよね、3,000万円というところの。ここの扱いというのは、どのようにするんですかね。次の人、もしも違う団体にいった場合の扱い方というのも考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、その点は、町長がいいですか。それとも課長がいいでしょうか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

この件に関しましては、数字はつかんでおるところでございます。ただ、内容についてを町としてどうしていくかという俎上には、まだ上げておらない状態ではございますが、ざっと内容を確認しておるところなんですけれども、当初のプロポーザル等での意思表示の中で、出資もいたしますという金額が3,000万円でした。その中での償却資産に当たろうかという部分については600万円程度、それ以外のものについては、お皿であったりレジであったりということで、通常ですと、指定管理者が変わった際に次の、言い方がよろしくないですが、次の指定管理者が決まった場合には、そこが買い取ったりリースを受け継いだりする金額になろうかと思っております。

ただ、この600万円程度については、施設等に係る償却資産的な部分でありますので、設置者が一旦買い取るなりをしないと、次の指定管理者へ引き継がれるという通常のものではないものというのは出てくる。ここについてをどうするかということについては、これから、基本12月頃には、12月議会では指定管理者の議決をいただきたいと思っておりますけれども、それまでに、それ以前に選定委員会等で決まっていなければなりませんので、10月までにということになりますので、秋までには、ちょっと時間をかけさせていただいて結論を出したいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） はい、分かりました。

この件に関しては、それ以上、今の状況で踏み込んでもちょっと平行線、平行線というか、これ以上答えを急ぐ話じゃないんで、これ以上聞くことはできないと思うんですけども、一つ、その3,000万円の出資したときと同じように、次の人からも出資というところは考えてはいない、それはあくまでも今の指定管理者の人がそうしますよというところで準備したお金だからという意味なんですかね。それとも、条件として、次の人にも出資金を幾らか賦課しますというところは出てくるのでしょうか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

この出資金というものに関しましては、設置者のほうで要求したというよりは、地元側、地権者の皆様のほうの決意の表れとして用意するという形の中で、初期のプレゼン提案をいただいたものであります。したがって、プロポーザル仕様書等をつくる場合に、それを強要の形でちょっと文章化することについてはいかがなものかとは思っております。

しかしながら、選考の内容にまで踏み込んでしまいますけれども、出資をしている、その中で自前でやっている、したがって指定管理料等は全く要らないというところについては、採点の中では大きなメリット、いいハンデにはなるのかなと思うところでございますけれども、ただ、商法的にずばっと、さっくり言ってしまえば、もう事業を始める者が準備金を用意するのは当然だ、なので普通の、それは3年間で償却されるものではないかという考え方もございます。ただ、これについては、後半の申し上げについては極論でございます。

出だしの部分で、石廊崎ジャングルパークの廃墟があのような形になったところ、その中には地域の皆様からの要望書、陳情書、自分たちで頑張ってやっていくから、きれいにすることの手助けが欲しいという要望書を基に始まったということも考慮しなければならない。鉛筆をなめるという考慮ではございません。ただ、考慮しなければとは思っております。ただ、現段階では、そういたしますという回答は、ここではできない状況でございます。申し訳ございません。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔４番 加畑 毅君登壇〕

○４番（加畑 毅君） もちろん現段階で答えられる内容ではありませんので、その点は踏まえております。できればそれも踏まえた上で、地元の人が運営できる形をとという気持ちもあるんですけども、公平、中立にしなければいけないという立場上もありますので、その点、バランスがとれるようなところを願うしかないと言いたいんですけども、今日、この内容、関心が高い案件でしたので、質問の中で聞いてみました。この質問に対しては、以上にします。

２つ目の質問です。林野庁から出された森林環境譲与税を使った取組事例集の活用という内容で質問させていただきます。

平成30年３月議会から続けております、この森林環境譲与税関連の質問も今回で７度目になります。担当課からは、その都度答弁をいただいております。町内の様子は、目に見えて変化している印象は正直言って受けない状況なんですけれども、今回、昨年10月に林野庁から出された森林環境譲与税を使った取組事例集、これを参考にして我が町でも取り組める事例を議論したいと考えて今回質問事項としました。

これ近隣町の同僚議員の方でも関心がある方が多くて、その中でこの事例集、ちゃんと載っているよということを情報いただきました。中を読んだところ、ほかでもやっているんだったら、前例としてだったら一番使いやすくなるのかなというところがありまして、実際は結構なページなんです。104事例ぐらいありまして、その中からちょっと抜粋して今日は聞きたいんですけども、これ資料のほうは、まず担当課長はお持ちですかね。その点、はい、ありがとうございます。すみません、じゃ、遠慮なく聞かせていただきますんで。

まず初めに、森林整備の取組事例というところの内容からいきます。

里山整備の促進という形で、これ岩手県の花巻市です。地域の里山の改善、それから間伐の有効活用につながったということがあります。実際、まだ環境譲与税充ててもらったばかりの状況なんで、どうしても弓ヶ浜松林のところとかというところに多く割いている状況だとは思いますが、３月議会のときにもちょっと意見したんですけども、本来の山林整備に使いたいというところがありまして、まずはこのベースのところからお聞きしたいんですけども、実際、前回から３か月たっていますけれども、新しく更新したというところは、情報のほうはありますでしょうか。お聞かせ願えれば。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

ご指摘の事例集については、令和2年に公表されたもので、令和元年度に全国の市町が実施した各種取組をまとめたもので、当課においても、これらの内容は認識してございます。そうした中で、令和3年度以降の本町における森林環境譲与税の使途については、昨年度と同様に、高度公益機能森林である湊地区の松林の保全のほか、森林整備に必要不可欠な林道、これは青野八木山線でございますけれども、そちらのほうに充当する予定となっております。

譲与税の増加も想定される中で、新たな取組についても並行して検討していく必要があると考えますので、他事業体の取組事例などを参考に、先ほど申されたような花巻市ですか、そういったところの事例を参考に、今後、整備を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） すみません、今日は多分、課長ばかりに質問するんですけども、お願いします。

今、答弁の中でありましたけれども、竹林整備のことがありましたよね。これ前に手石の地区で自発的に竹林を整備して、避難路を確保して津波から逃げましょうという道を確保したというのがあったんですよ。それ地域の方々がやったという形で話題になったということがあるんですけども、事例としてそれもあるんですよ。長野県で行われている事業で、竹林の整備、有効な整備を図るためにということで、地元の人が行ったことに対して補助金を出していると。要するに当局側が用意するという形じゃなくて、自発的にやったことに対しては補助も出しますよということになれば、各区のほうでもかなりやりやすくなるんじゃないかなと。

1回津波が、こう高い津波の高さが来るよという情報が出たときに、各区の区長さんたちがすごく活躍した事例があったと思うんです。避難路を造って、ここが何メートルだよとかという表示をつくったとかというのがあって、これは、我が町は非常に進んでいるんじゃないかなと。

というのは、今月の西伊豆町議会を傍聴しに行きましたら、西伊豆はやっていないらしいんですよ。こんなこと、これ言っちゃまずいんですけども、南はどうなのと言われたときに、僕は把握していなかったんで、いや、分かんないですという話をしたら、何で知らないのという話になって、ところが、南伊豆は自発的に区長さんたちがやっていたんで、そのス

キームというのをこなして、土木のほうに上がっている事例では、南伊豆、かなり点数高いんですよ。議会側にも上がってこないうちに進んでいたんで、議会側も把握していなかったんだけど、実はちゃんとやっているというのがうちの町の実態なんです。

そうすると、そういう意識のある人たちに対して、当局が業者選定もいいんですけども、補助金を出して行ってというところのほうは実は早いんじゃないかなと。要するに、津波避難タワーを造るのに何億もかかるわけじゃないですか。ではなくて、これだけ山に囲まれているところであれば、避難路を造って、逃げ道を造って、取りあえず津波来たら山へ上がってくださいと、そのための補助は出しますよのほうは早いのかなと思うんですけども、これ事例としてはいい事例だなと思ったんですけども、この点、コメントをいただけますでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

当町においても、私が、平成20年ぐらいですかね、のときに森の力再生事業というのがございます。そちらのほうで二條地区の竹林を整備した事例がございます。そして、広葉樹を植えたということなんですけれども、やはり生育が非常に悪いです。

なので、先ほど言われた竹林整備ということではなくて、避難路ということであれば、5条森林といいまして、森林法の5条、民有林なんですけれども、こちらのほうが道路沿線はそういう指定がしてございません。なので、先ほど言った花巻市ですか、こちらのほうは5条森林以外の森林を整備した場合に、交付税を使った中で、譲与税を使った中で整備しているということがございますので、うちのほうとしても、やはり沿道沿い、海岸線、特に海岸線ですとか、あと国道136もそうですし、そういったところがちょっと山、木が生えてきて、ちょっとの風が吹いただけでも停電の事故が起きるというような状況がございますので、こちらの中でちょっと整備を考えたいなというふうに考えてはございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。具体的にいろいろ答弁して、ありがとうございます。

じゃ、次にいくんですけども、今度は人材育成の取組事例という欄の中で、これ岡山県の事例があります。インターンシップによる林業就業者担い手の確保という内容です。これ

は林業の労働力を確保するために、学生さんたちとかを対応にしましてインターンシップ制度に、ここに補助していったらどうかなという話なんですけれども、昨今、リモートという形での会議等、授業等、仕事等がありますんで、どこにいてもそれが可能だよと。そうすると、我が南伊豆町に住みながら仕事をしますとか、学生さんなら授業を受けますとか、そういった形の中で、余っている時間を使いながらそういうところの体験もしたらどうかという企画もできるんじゃないかなと思うんですけれども、その点、制度としては使ってもいい感じになりそうでしょうか。お願いします。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

和歌山県の新庄村ですか、そちらのほうでもやっぱりインターンシップ事業ということをやっています。そうした中で、やはりうちのほうも林業者がなかなか少ない状況の中で、やはりそういった取組も必要なのかなということは認識してございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔４番 加畑 毅君登壇〕

○４番（加畑 毅君） ありがとうございます。

それでは、ここからは町長にお聞きしたいと思います。この項目の中では最後になりますけれども、自治体間連携によつての取組事例ということで３つ、この中に事例があるんですけれども、埼玉県での事例です。さいたま市です。都市部の自治体であつて、森林は散見される程度と、ちょこっとしかないんですけれども、人口はあるということで予算はやはり多く来ますよという話です。

最初に僕がこの質問をしたときに、例えば一緒に組んでいる杉並区とか横浜市の事業所もありますんで、横浜市との連携というのをどうですかねという話をしたときに、実際、うちの町に来る予算じゃなくて、人の町に来る予算ということでいくと、人の財布を当てにしちゃどうかなみたいな雰囲気になったんですけれども、最初はちょっと笑いをとれるような状況にもあつたんですけれども、実際、事例としてあると、ありですよということになるわけですよ。

杉並区と組んでいることもありますし、横浜との連携ということも期待できるのかなというところと思うんで、この事例からいくと、さいたま市とか新宿区とか出ていますよ。そうすると、これはもう人の財布を当てにしてもできるんじゃないのかと、企画次第ではできる

んじゃないのかなというところがあるんですけども、その点、連携していく考えとかというのはいかがでしょうか。前も聞いたかもしれませんが、もう少し前のめりになってもいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

交流自治体でもある杉並区にもかなり大きな額が譲与されているのかなということは認識しておりますが、なかなか杉並区としても、活用は予定、計画されているのかなというところですので、杉並区の区有林がございますので、やはり杉並区の区有林をしっかりと杉並区の予算でやっていただくということは大前提かなと思います。

また、交流自治体でも忍野村、東吾妻、南相馬等、多々森林を保有している自治体がございますので、南伊豆町だけというのは、ちょっとどのようになるか、そのような協議もなされていない状況でありますので、今後、そのようなことが可能であれば、またお願いすることも重要なと考えます。

同じように横浜市もそうですけれども、横浜市もまた行政的に直接ということがこのコロナ禍で1年半、何もできておりませんので、またそういう様々な連携ができればありがたいなと思います。横浜市も緑区のほうでしたか、ちょっと花のフェスティバルをやりたいということも聞いて、森林等もございますので、なかなか自分のところにそういうものを活用して、南伊豆まで来るかなというところはちょっと不透明ですけども、また何かにつけて交流は進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） はい、分かりました。

多分、この質問内容、僕が考えるぐらいですから、全国の地方議員の誰かは考えているはずなんです。同じ手を使って、そのお金を使わせてくださいよという議員はいるはずなんです。そうする中だと、やはりこちらからアクションかけていく必要があるんじゃないかなと思うんです。

やはりよその事情は事情であると思いますので、必要以上に食い込むことはできないのかもしれませんが、なるべく早めにこちらから動いていただきたいなというところの要

望を一つ加えさせていただいて、2 番目の質問はこれで終わりにしたいと思います。

3 番目の質問です。賀茂地域 6 市町で設立した伊豆’ s ライフスタイル創造エリア推進協議会の内容というものです。

これは賀茂地域 6 市町で設立した協議会ですよね。これ 2 月に発足しましたということで、新聞記事で読んで知ったんですけれども、5 月 7 日の伊豆新聞に載っていました。河津町のワーケーション事業という形が紹介されておりまして、その中で 6 市町が連携して、広域連携して施策の広域的な推進を図るのが狙いということです。これ実際に、この協議会の内容、様子、どこまで進んでいるのかというところをお答えできれば、これは担当課はどちらになるのでしょうか。お願いします。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

「伊豆’ s ライフスタイル創造エリア推進協議会」は、静岡県が推進する「” ふじのくに” のフロンティアを拓く取組」に係る施策実施のため、賀茂地域 6 市町が設立したものでございます。

当該協議会の前身は、各市町のワーケーション施設の整備状況や国・県の動きなどの情報共有を目的として、令和 2 年 1 月に設立をいたしました「賀茂地域ワーケーションネットワーク」でありまして、令和 2 年 12 月に静岡県へ推進エリア認定申請書を提出、令和 3 年 1 月 5 日に「伊豆’ s ライフスタイル創造エリア推進協議会」を設立、令和 3 年 2 月 3 日付で県から『世界レベルの地域資源の中で、豊かに働き、暮らし、遊ぶ「伊豆’ s ライフスタイル創造エリア」』としての認定を受けたところでございます。

その後、2 回の幹事会を経て、4 月に「ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業計画」を静岡県に提出、5 月には計画が認定されまして、事業費の 3 分の 2 の額が補助金として交付をされることというふうになっております。

当町では、令和 3 年度の事業計画において、下田駅からのアクセスや町内移動の手段として、レンタカー、タクシー、路線バスの 3 パターンのワーケーション・モニターツアーを企画いたしまして、地元企業との協働を図った町独自のワーケーション・ユーザーの誘客プログラムを作成するほか、経営支援、人材育成に関する各プログラムの作成や、事業 PR 動画の作成も計画しておりまして、これらの事業費を本定例会補正予算に計上させていただきましたので、後ほどご審議のほうもよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。聞きたかった内容が聞けました。

私は、地元企業とのコラボした事業等を考えていませんかという質問もしていたんですけども、既に東海バス、バス会社ですね。それから、タクシー会社とかレンタカーとかというところもコラボレーションしたものを考えているというところですよ。はい、ありがとうございます。そこをちょっと聞きたかったんで、ちょうどよかったと思いましたけれども。

その協議会の様子というのはどうなんですかね。やっぱり活発に、今後、ワーケーションを取り入れていかなきゃいけないというような雰囲気は、各市町ありますか。これから僕は、この分野が花形になっていくような気がするんですけども、そんな雰囲気があったらいいなという答えを聞きたいんですけども、どうでしょうか。実際は課長が出ていらっしゃるんですか。ちょっとお願いします。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

この会議には、私も担当者と一緒に出席をいたしました。その中で、これ賀茂地域だけではないんですけども、全国的にやはりワーケーションの需要というんですかね、はかなり各自治体、注目しているところがあると思っております。

賀茂地区においても、当然のことながらこういう会を発足させているところでございまして、当然のことながら、今、加畑議員もおっしゃっていた河津町をはじめ、下田市さんでも民間の事業者さんがやっている部分とかもございまして。先日も東伊豆町さんのプロモーションビデオというんですか、その紹介というか、そういうのもZoomの会議で拝見をさせていただいたところでございます。西伊豆町さん、松崎町さんも同じように頑張っているところだと思いますので、機運としてはすごく高まっているなということを私自身も感じております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。ぜひともここは期待したいところです。

先ほど新聞記事のところをご紹介したんですけども、これ河津町のワーケーション事業として、駅前チャレンジショップの取組ということで紹介されていました。これは当町にお

いてはお試し店舗という形で、もう既にこれはできているんじゃないかなと。その面では、先行しているんじゃないかなと私、思っていてまして、店舗数はまだまだ少ないとはいえ、いろいろお店が替わっていくというところの楽しみはだんだんじんできたんじゃないかなと。これはぜひとも今後も継続させていくことが必要じゃないかなと思っております。

その中で、ちょっと切り口を変えます。下田市でワーケーションの施設を新たに整備したという例がありまして、これ5月14日に行ってきたんですけれども、実際に、下田市と三菱地所が合同で今、行っておりますワーケーション拠点施設、サイト伊豆下田という形で実際行ってきて、パンフレットももらってきました。これ行ったところ、三菱地所の担当者の方から、僕はその日の午後に行ったんですけれども、午前中、役場の方も市役所の方も来ましたよという形だったんですけれども、多分、担当課の課長は聞いているかなと思うんですけれども、職員の方で行かれた方はいたというのは承知していますでしょうか。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

私も自ら行ってきて、このように資料も頂いてきております。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。すみませでした。同じ資料持っていますね。

実は、じゃ、ここ、課長、感想どうでしたか。先に僕の感想言わせてもらいますと、うちの町だと無理だと思いました。というのは、これかなり規模が大きくて、主体が三菱地所ですよ。南紀白浜、軽井沢、熱海に次いでの下田市と、かなりこれ大きな施設になっていますかね、お金かけて。もともとそこは下田市が樋村病院でしたところを寄附していただいたところから始まってということで、あの大浦の中に、あれだけいいロケーションの中に財産を持っているという時点で無理だなと思ったんです。

実際、課長は、この印象をどう受け止めましたか。うちの町でやってみようというような果敢な気持ちになったのでしょうか。ちょっと聞いてみたいです。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

確かに施設としては素晴らしい施設でございました。それで、三菱地所さんのそこに見えられた担当の方と私もお話をさせていただいたところでございます。その中で、担当の方は、

下田市さんでああいう施設を造って、すごくほかにも需要というものが、この賀茂地域で需要というものがあれば、次のものも考えてはいきたいなというような、リップサービスかもしれないんですけども、そのような発言もございました。そういうときに第2のほうになればいいなという部分はございます。そのときには、当然のことながら町単独の財政ではどうにもならない部分もあろうかと思しますので、うまく国県とかの補助金を使ってやっていければいいなというふうな率直な感想は持ったところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 恐れ入りました。全く僕も同じ意見でした。というのは、やはりこの施設というのは、1社独占で、占有で1日使用料10万円なんです。実際これは三菱さんが抱えている丸の内のビルを使っている、所有しているところとか運営しているところのお客さん向けにというところがあるんでこの金額なんですけれども、これ民間の考えでいきましたら、まずこのお客さんを引っ張ってくるのは無理だなというところがありましたんで、施設としては素晴らしいなという感想で帰ってきたんですけれども、実際、河津町の議員、それから松崎町の議員と一緒にいったんですけれども、下田市がここに財産持っているからできることであって、これを二匹目のドジョウというのは無理だよねというので帰ってきたというような状況がありました。

ここで一つ切り口を変えます。今後は町長に聞きます。

この手の事業はちょっと難しいなという気持ちはあったんですけれども、一つ、ここまで整備しなくても、この自然を生かしたという企画でグランピングという形の、今、キャンプの豪華版みたいなやつだと思うんですけれども、その辺が今、はやっているというか、仕掛けている会社が来ていると。しかも、これ伊豆半島でも、伊豆市のほうでも実例があるようなことを聞いたんです。この点、町長、もし情報を知っていたら教えていただきたいと思いますけれども。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、そのワーケーションですけれども、本町では元杉並健康学園の職員寮、ここをリノベーションしましてワーケーション等の拠点にする。それから、伊豆下田カントリークラブ

の中にあるサンプロモントというホテル、これを予算つけさせていただきましたので、これをワーケーションの施設としてするという事で、民間をうまく活用した中でワーケーションに取り組んでいくというスタンスで今動いているところであります。

そして、グランピングですけれども、先ほど来、担当課長に、ご質問の中で担当課長も現場を見てきたよということですから、グランピング、その伊豆市月ヶ瀬でグランピングをやっている事業者さん、私も実は見に行ってきたして、大変すばらしい施設であります。やはり規模が大変広大な規模ですので、ちょっとうちじゃ場所はどこでやろうかなというぐらいに、もし提案があったらどこでやろうかなというぐらい、かなり広大な土地で、ただすばらしい高級なキャンプということで手ぶらで行ける車の何というんですか、後ろを引っ張っていくキャンピングカーの後ろの部分みたいなやつが置いてあったり、あとゲルっていうんですか、モンゴルのほうの丸いテントみたいなやつ、ああいうのがあって、そこに宿泊して寝てバーベキューをしたりとかいう、設備も温泉かな、家族、貸切り風呂があったり、水辺公園があったりとかブランコがあったり、子供たちも遊べるような、すごく開放的なすばらしい施設なので、いやぜひこれ南伊豆に参入していただきたいなというふうに思ったんですけれども、なかなかそれだけの広大な場所もないですので、また事業者の方には、私、実はその方にも会いまして、こんなことやりたいんだということでしたので、ぜひまた詳しい提案をしに来てくださいというお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

ワーケーションの施設のことも新たな情報として聞きまして、ありがとうございます。

今、町長が言われましたように、グランピングのいいところって手ぶらで行けるということなんですよ。実際キャンプ好きな人で凝った人が自分でテントを張ってというところまでいけないんだけど、そのいいところだけの雰囲気味わいたいという人がニッチな部分かもしれませんけれども、そこを狙っていける事業かなんていうのを思いました。今、民間の事業とのコラボレーションということもあったんですけれども、僕は今後、公共施設が空いてきたときに、その敷地なり、建物なりを使ってグランピングにこうつなげていけるところがあるんじゃないかと、そうすると大きな予算をかけなくてもできるところがあるんじゃないかなというのが1つあります。

それから、1つ前に戻りますと、森林環境譲与税を使って整備したところに仕掛けることもありかなというところもちよっと考えていまして、いろいろ複合的に考えると、これから先可能性が伸びていくんじゃないかなというところがありまして、質問させていただきました。

時間ちょっと早いですがけれども、今日3つの質問、十分な回答いただいたと思います。

以上になります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 申し訳ございません。お時間をください。

加畑議員、1番質問の際に答弁の形としまして、指定管理者につきまして、公平・公正を旨とした公募をもった選定という明言をしてしまったところでございますけれども、ご指摘の件もございました。公募といいますと競争のイメージだけが強くなりそうな状況もございますので、第1回目の選定の際には、支援者の提案を審査するところから始めたパターンも残っております。ただ今回もそうするということではございませんけれども、形としては、まずその審査、そして公募という2段階もできるということで、公募という言葉はこの段階ではちょっと取り下げさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） いきなりプロポはないということですか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 申し訳ございません。現段階では公募という形で競争というイメージを持たせたくないということで、ないということではございません。当然のことながら、これから内容についての第2期に向けての内容を審査であったり、確認が始まります。その中でどう考えても公平・公正に欠けるものであったり、内容が継続に満たないであろうという判断になれば、当然のことながら公募にはなろうかと思っております。ただ現段階ではそういった審査、そして何が公平・公正であるかという部分についての先ほど加畑議員からのご指摘もございましたので、見方、切り口はいろいろあるかと思いますので、現段階では公募という言葉を取り下げさせていただきたい、その思いでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 以上で加畑毅君の質問を終わります。ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（清水清一君） 2 番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田和彦君。

〔2 番 宮田和彦君登壇〕

○2 番（宮田和彦君） マスクを外させていただきます。

コロナ禍の中、南伊豆町町長選挙が4月25日にあり、岡部町政の1期4年の評価が問われた事実上の信任投票となり、報道に投票率が低いとありましたけれども、有権者数6,922人中3,753人の得票があり、約54%の支持があった、半数以上の人が支持をしたこととなりますので、私としてはこの信任されたと、そのように考えております。今後も感謝、謙虚、奉仕の心を持って全町民のために尽力していただきたいと思います。

私の質問は、新型コロナウイルス感染症対策、その中の予防接種の予約方法、それと宿泊施設療養についてお尋ねします。また、2番目として、まちづくりの新たな可能性、これ2回目ですので、2ということで大きい括りでさせていただきます。そして、担い手不足、そして収入向上対策についてと、そして最後に、特定地域づくり事業推進法の活用についてということで順番に質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

財務省の東海財務局静岡財務事務局によりますと、新型コロナウイルス感染拡大の影響により宿泊需要が落ち込み、施設稼働率が低下していると分析しております。町の基幹産業の観光業をはじめ、大多数の産業が危機的状況にあるのではないかと、そのような認識をしております。普通の暮らしに戻るため、地域をはじめ日本、そして世界が一つになり、新型コロナウイルスの収束に向け全力で戦っていかなければならないのではないかと、このように

思います。

その1―1として、予防接種の予防法についてお聞きします。

全国で緊急時の新型コロナウイルス感染症対策予防接種の予約が始まっておりますが、高齢者対象の新型コロナウイルスワクチン接種が本格化する中、先着順に予約を受け付ける自治体で申込みが殺到しており、システムがパンクするなどトラブルが相次いでおります。

町でも予約の受付が始まり、電話を100回、200回かけたけれどもつながらず諦めた高齢者が多数いると聞いています。また、こんなに手間取るなら年齢順に受付日を決めてもらったほうがましとか、もう接種しなくてもいい、そのような声も聞いております。

担当職員の皆様は大変ご苦労しているということを察しておりますけれども、今後、お年寄りが電話をかけ続けている負担も考慮した予約方式に変更する柔軟な改善策が必要ではないでしょうか。奈良県生駒市では当初、85歳以上の高齢者を対象に電話と専用サイトから予約を受け付けていたが、4月21日に急遽変更し郵送で接種申込書を送ってもらい、市側が、行政側がワクチンの確保状況に応じ、日時や接種場所を指定する方式としたと。広島県竹原市では予約時の混乱を改善するため、重症化リスクの高い方を優先するよう予約受付を年齢順に変更しています。

そして、この問題をめぐっては、経済学のマーケットデザインという分野で世界的に研究がなされておりまして、抽選こそ最適という答えが出ています。パソコンでコンピューターですね、無作為に抽出できますし、担当者の負担軽減にもつながるのではないのでしょうか。

5月12日の報道番組で、河野太郎行政改革担当相は、新型コロナウイルスワクチンの高齢者接種予約が殺到している事態について、「効率より住民の平等性を重んじる自治体が多かった。これは完全に僕の失敗だ」と、こう陳謝した。

国によるワクチンの承認手順にも言及いたしました。「平時と同じルールで承認しており、非常事態に弱い。行政も変わらないといけない。」このように述べ、緊急時に柔軟対応する姿勢の重要性を強調しましたが、これを踏まえた今後の予防接種予約方法についてのご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種予約については、コールセンターに電話がつながりにくく、接種希望の方々に大変ご不便をおかけいたしました。

このワクチン接種については、国から提供される情報も限定される中で、手探り状態で予約方法の選定、医療従事者の確保、接種体制全体のスキームなど、極めて短期間で構築せざるを得ない状況でありましたので、報道等でもご案内のとおり、全国的に混乱が生じております。

本町においては、4月21日から65歳以上の対象者数を勘案した中で、接種予約のための専用回線を5回線用意し、コールセンターでの予約受付を開始いたしましたが、予想を超える問合せが集中したため、5月9日の受付より8回線に増強し対応してまいりました。

さらに、本日の予約受付からは、従来の電話予約に加えオンライン予約も併設したほか、6月下旬からは各医療機関での個別接種も可能となりますので、今後は、予約の混乱も減少するものと考えております。

また、接種体制についても、町内の診療所の医師だけでなく、町外の病院や診療所の医師にもご協力をいただき、接種日の拡大や時間延長に努めた中で、1,000人程度の接種枠拡大が可能となったところであります。

本日予約が始まったところですが、今日午前中までのインターネットによる予約等について数字が出ていますので、担当課長のほうから報告をさせます。

以上です。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

本日からオンライン予約を開始させていただきました。オンライン予約の枠は約接種枠の3割の555件を設定しております。そのうち、本日午前中、12時10分現在で461件が埋まっている状況です。残としては94件、全部7月の予約が残っているというような状況です。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） インターネット予約、すばらしいものですが、これはネット環境が整っている方、これに関しては朗報だと思うんですが、整っていない人とか、そういう方々の支援策とか、また環境が整っているが、機能面で使えないよという方もいらっしゃると思うんですよ。そういう方々のためのサポートというのは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

サポートのほうにつきましては、大変申し訳ございませんが、ちょっと人員的な不足の面もありましてサポートのほうはできないような状況です。ただし、ネット予約の仕方については、オンライン上で、PDFで上げていますので、そちらをご参照していただければごく普通にできるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 分かりました。

私もその完璧にできるわけじゃないんですけども、i P h o n eでも何でもそうなんですけれども、できる限り、このサポート、お年寄りの方でできないよと言ったらサポートしようかなと、そういう気持ちでいますので、どうでしょうかね。皆さんも、町長もそうでしょうけれども、お隣、近所、できればそのようにしていただければ、もっとスムーズにいくのかなと、そういう協力などひとつお願いしたいと思います。

それで、これはこの意見として聞いていただければいいんですけども、河野大臣は、この5月29日自らのインターネット番組で、福岡市から7月中に高齢者への接種を終えられる見通しが立ったとして、保育士や小・中学校の教職員などに独自に優先順位をつけて接種を行いたいという提案があったと、これを明らかにしました。その上で、7月末までに高齢者に確実にワクチンを打ち終わると自治体のトップが約束してくれれば、独自の優先枠を設けて打ってもらって結構だと、こう述べております。これから梅雨末期、そのような豪雨での土砂災害や河川の氾濫、大型台風や地震等の自然災害に備え、接種者の優先順位として医療従事者とかその介護従事者はもちろんですけども、町民の生命、財産を守る危機管理の観点から、まず接種業務者、それと町長はじめ副町長、教育長、役場職員、小・中学校の教職員、認定こども園の職員、消防団の皆さん等々、接種すべきではないかと思います。なぜなら、何か災害があったら、ここが情報収集の拠点の場所になります。国・県への応援要請とか自衛隊派遣の要請、町民の命を守る中心になるところでございますので、ぜひともそのような順位をできればやっていただきたいと思います。これはあくまでも意見です。

次に参りまして、宿泊施設療養についてお聞きしたいと思います。

5月28日現在、警戒レベル5ということで、これはゴールデンウィークにおける往来や行楽などを通じて家族、職場内や友人間での急速に感染が拡大したと推定されます。また、感

染の場面は飲食の機会や団体行動の場面が多くを占めておりますけれども、自宅以外で食事をしていないが感染したと、それで感染が特定できないよと、経路不明者の感染者も40%から50%に達していると。これがN501Yのウイルスのこの恐さなんです。こうした状況において、感染拡大を防止するために変異株の強い感染力を想定した、これまでよりも一層高いレベルの対応が必要となってきます。

また、静岡県における感染者の多くが変異株による感染となっていることから、変異株ウイルスについては、従来株に比べ感染力が強く、若年層への感染拡大も見られている上、年代に関わらず重症化しやすいとされております。5月30日ですけれども、インドで最初に確認された変異のある新型コロナウイルスについて、ベトナムの保健当局はさらに別の変異した新しいものが検出されたと、こう分析の結果を公表いたしました。感染力はイギリス型の1.5倍との報道があり、静岡市立静岡病院の感染管理室長で県の専門家会議委員も務める岩井一也氏は、医療現場の新型コロナウイルス感染対策については、今最も大事なものは病床を逼迫させず、必要な患者さんが治療を受けられること、そのように説明しております。変異株等で患者数が急増し、医療崩壊が起こらないように軽症者への自宅または宿泊施設療養実施が行われておりますけれども、これを踏まえた関係機関との調整等が必要と考えますが、町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は法定感染症でありますので、陽性者の入院等の調整などは、都道府県の所管業務とされております。

このため、静岡県では東部、中部、西部で既に宿泊療養施設を確保しており、東部管内においては裾野市内にあります部屋数156室の「ホテル・ジャストワン裾野」が、この施設になっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

なぜこのようなことを聞くかと言いますと、札幌でもそうですけれども、あのよう、早い話が、患者数が非常に増えるとホテルも泊まれないよと、そうすると家のほうで療養しな

きやいけないのですけれども、そのときにお子さんがいる、小さいお子さんがいたときに感染しましたよ。感染したそのお母さんですね、お母さんがなったんですけれども、感染したときに自分を責めるわけです、自分を。私が感染したから。要するにその子供に移っちゃったよと。できれば家から出てホテルとか泊まればいいんですけれども、あれだけの感染者が出るとどうしても行政の面でも手が回らないと。そういうことが起きないようにすればいいんですけれども、起きたものはしょうがないんですけれども、そのような観点から何というんですかね、ホテルでも自宅でもそうです。重症化するとどうなるかというと、看護師さんとかのこう通常の数倍の看護師さんが必要になってくるんです。要するに、本県の、静岡県の伊豆東部地区というのは非常に医師とか看護師さんの数が少ない。そういうことどういうことかと言うと、増えると医療崩壊が起きやすいということなんです。そのためにも、自分自身でできることはやりますけれども、皆さんもやっています。極力そのウイルス等の接触というんですかね、そういうものを向こうに、向こうというか東京とかね、そういうところに行かないように接触しないようにしなければ、そこが大事かと思います。

また県の後藤幹生参事、これ福祉部ですか、の方は、この静岡県に対して変異株の割合が80%に達している。この間の報道によると100%ですよという話にもなっています。ほとんどがこの中旬以降は、4月の中旬以降はほとんどのクラスターが変異株が元になっているということをおっしゃっております。

ですから、いつでも、この県西部がありますからね、病院、病床が逼迫したと。県内どこでも起きる可能性がありますよと。今後も予防策の徹底を呼びかけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に参ります。

まちづくりの新たな可能性2ということでお伺いしたいと思います。

1次産業の担い手不足、収入向上対策についてお聞きします。

南伊豆町環境基本計画によりますと、人口の減少や高齢化により農業・漁業・林業などは担い手不足のため産業が衰退する傾向を示しているという説明があります。

町長のトップセールスや宿泊・体験等を組み合わせて町民の所得向上を図ることで緩やかな人口減少へと改善されるのではないかと。担い手不足、また収入向上対策についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、農林水産業における担い手不足は、全国的な課題でもあり、急速な少子高齢化による人口減少や過疎化の流れに地方の小規模自治体は困窮を極めており、これら1次産業の衰退に歯止めをかけるべく国からも各種施策が展開される中、その成果が一向に見えてきていないのが現状であると認識をしております。

具体的には、1次産業における担い手の育成・支援などにおいては、農協・漁協などの関係諸団体との連携を図りながら、農林水産省や静岡県からの各種補助事業なども活用し農林水産振興に努めてまいりましたが、とりわけ農業・漁業については法的規制や組合員制度に加え、習得が難しいとされる各種ノウハウなどから新規就業者のハードルは極めて高いものとされております。

このような中で、農業部門においては平成21年の農地法改正を受け、農業者以外の法人なども参画が容易となり、本町においても、これら法人等による参入希望が寄せられておりますので、今後も関係諸団体との連携を持って情報収集に努め、関係機関からのご指導等もいただきながら、さらなる受入態勢の整備を進めたいと考えております。

今後も、景観・環境保全や地球温暖化防止など、第1次産業が担うべき公益的・多面的機能に着目しながら、1次産業のさらなるイメージアップを図るとともに、各種補助事業を活用することで、新たな担い手の発掘及び収益向上につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

第1次産業というのは、先ほど町長もおっしゃったように、農業、漁業、林業とありますけれども、自然を相手にするということで結構厳しいものがあるのは分かっているんですけども、このコロナ禍の中、自宅で皆さん食事とかなさっている場合が多いかと思います。

そこで、ある南伊豆にある農業家なんですけれども、要するに1つの会社なんですけれども、一番先に売れるものは何かということではちょっと聞いてみたんですよ。そこで米作ったりいろいろやっているんですけども、一番最初に売れるのが無農薬の米だと、これ全国というよりも、そのネットで売っているという話なんですけれども、ネットでも買いに行ってもいいんですけども。次に売れるのが何か。低農薬の米だよ、最後はちょっと農薬、少ないけれども農薬の米だよ。皆さん、今聞いていてどうかと思います。健康的なもの、体にいい

いものから売れてくわけです。それも売れ残らない。みんな売れちゃうんです。ということは、みんな何を求めているか、ニーズは何か、健康的なもの。都会の方でもそうですけれども、自分の子供に何を食べさせるか、安全なものです。そこを目をつけないと、いくら見た目がきれいであっても、要するに農薬使っていますよと、低農薬なら低農薬でいいんですけれども。無農薬のものからまず、価値が高いけれども売れます、高いけれども。その辺を考えれば、ニーズに合ったものを普通に、難しいですけれども、無農薬は。ですけれども、そこから売れていきますということを考えれば、農業一つそれですけれども、そのように持っていくのも、指導していくのも一つの手じゃないかなと思います。

また、漁業に関しても、若い衆いろいろやっていますよ、見ています。知り合いも、下流の平山君なんかそうですけれども、いろいろやっていますけれども、取る漁業、すばらしいことだと思います。育てる漁業、これもまた一つの手じゃないかな。皆さん、していますけれども、群馬県でフグつくってますよね、群馬県で。それも真水で。真水でできますよね、今。そういうものを考えれば、おのずとまたやり方というんですかね、出てくるのかな。

町長もバイオマス発電、肝煎りでやっていますけれども。そこから出る熱量があるわけですよ、熱量。熱を要するに水と熱交ですか、交換してそういう管理農業なり、管理漁業などができるのではないかと。だから、どんどん広がっていくと思うんですよ、熱があれば。それプラスそこで使う木ですよ、林業。これが入ってきます。そこでチップとして、要するにそのエネルギーとなる、そういうことになると、今度はその山の整備ができる。前に町長も行きましたけれども、漁師の森づくり、一緒に行きましたけれども。要するに針葉樹から広葉樹、樹種の変換、これにより海の、まだ10年、20年かかると思うんですけれどもね。かかると思うんですけれども、海に行く栄養塩類、これが増すんじゃないかと。海に対して大変いいことになる。それが1次産業、それが巡り巡ってですか、要は循環、いい循環をつくると、私は思っています。

ですから、早くバイオマスのほう、木質バイオマス、できればその焦らなくても結構です。そういうものができれば、1次産業でもいろいろなことが組み合わせてできるのではないかと。このような思惑というんですかね、そういうのを思っていて、エネルギー、要は熱量があれば何かできる、こう思っていますので、バイオマスのほうひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、特定地域づくり事業推進法の活用についてお伺いしたいと思います。

私が令和2年度12月議会で質問してからの進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

特定地域づくり事業推進法においては、安定的な雇用環境を一定の給与水準を確保することが難しい人口急減地域において、地域全体の仕事を組み合わせ、年間を通した仕事を創出するための「特定地域づくり組合」を設立した団体の運営支援を目的としており、昨年6月に制定されたものであることは、昨年12月定例会でもご報告させていただいたところであります。

また、昨年10月に開催された同法に関する勉強会の内容を基に、一般社団法人弓ヶ浜温泉組合のメンバーとともにその実現性についての検討を重ねてきたところであります。

静岡県並びに県中小企業団体中央会からは、丁寧にご説明をいただきましたが、当該業務の一環として、弓ヶ浜温泉を継続配湯することは可能となるものの、伊豆または賀茂郡という広いエリアに人材を派遣するための組織運営などが求められることから、現時点では請け負い切れないという結論に至りました。

また、弓ヶ浜から温泉の称号がなくなれば観光地としての求心力は希薄となってしまいますが、幸いにも、昨年5月に敷設した下賀茂源泉周辺の仮設管の効果は良好であることから、本格的な管路築造の手続に入っている段階にあります。

併せて、昨年12月に弓ヶ浜温泉株式会社の経営権が一般社団法人弓ヶ浜温泉組合に譲渡され、会社の財務事情を完全に掌握できる状態となったことから、現状の受給口数を持って経営の安定化が図れるものと考えております。

今後も、これら国の支援策の活用を旨として、全町民からのご理解がいただけるような透明性を担保しながらの事業推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。ということは、賀茂郡下で、要するに特定地域づくり事業協同組合制度というのはちょっと難しいかなという理解でよろしいということですね。

そういうお話というのは、いろいろなところでお聞きしたということですが、首長間ではそういうお話というのはなされたんですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今回の場合は、その一般社団法人弓ヶ浜温泉の件に関して、この特定地域づくり推進事業ができるかということを検討したということです。他市町の首長さんとはそういう話はしておりません。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 分かりました。じゃ弓ヶ浜温泉、今後、管路、要するに布設替え、これをもうどんどんと進めていくような感じになると思うんですけどもね。その辺もひとつ町のほうも指導といいたいでしょうか、そういうものもひとつお願いしたいと思います。

それでは、私の一般質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君の質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 黒 田 利 貴 男 君

○議長（清水清一君） 1番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1番目の質問として、自然環境保全についてという内容の質問をさせていただきます。今世界で、地球温暖化とその原因の一つである温室効果ガスの存在は脅威となっています。その中で、温室効果ガスは二酸化炭素を主としており、これは私たちの生活からも多く排出されています。その一つが電力消費であり、発電施設の二酸化炭素排出量が大きな問題となっています。

二酸化炭素の発生を削減するため、再生可能エネルギーが注目を集め、導入が進められてきました。

再生可能エネルギーは、二酸化炭素を排出せず特別な燃料を必要としないため、国産で生成できるエネルギーです。

太陽光発電は、再生エネルギーの中でも特に発電量が多く、導入量も伸びているエネルギーです。

しかし、主力である火力発電に代わるエネルギーになれるわけではなく、デメリットや課題もあることから、その対応が協議され、取り組まれています。

また太陽光発電自体、天気が不安定な梅雨や秋雨の時期や夜間など太陽光が当たらないときは発電できないことから、発電量が不安定になるというデメリットもあります。

当町でも、太陽光発電設備を目にする機会が増えてきました。

メガソーラー発電設備の問題も全国で問題になり、内閣府においては、1、立地制約、農地、保安林、自然公園等に係わる規制、環境規制、また2として系統の制約、送電網の非効率運用、再エネ接続の劣後、3として市場の制約、未成熟な取引市場、過渡期的な発送電分離、不十分な情報公開、4として地域との共生、各種法令の設置基準、条例、5としてその他、安全・保安の規制、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースを立ち上げ、再生可能エネルギーに対する自治体で制約される条例があまりにも多く内閣府のほうで、先ほどのような規制をかける動きが出てきました。

近隣では条例は制定されていませんが、伊東市でも裁判になった案件もあります。

お隣の下田市においては稲生沢川上流にあったゴルフ場跡地に建設中のソーラー発電設備工事に関わる川の濁りと稲生沢川河口付近における堆砂問題、さらに河津町逆川に計画のある太陽光発電設備も最近の話です。

当町でも大規模太陽光発電設備、風力発電設備があります。

自分が議員になった初めの定例会において、自然環境に与える影響について質問をさせていただきましたが、石廊崎の本瀬海岸の濁りが、大雨が降るとあまりにもひどい状況にあります。

砂防用貯水池などもありますがその下を水が砂を運んでいるのが原因です。しかし、漁協、地元区との協議において補償もなされています。

そのような環境の問題がある中で、まず質問として、最初に未来へ残せる環境保全、そういったものはできるのかといったところをまずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

内閣府所管の審議会である「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」では、政府が掲げる「2050年までにカーボンニュートラルを実現する」という目標達成に向けて、障害となる諸規制を総点検することを目的としております。

また、同審議会においては、令和2年12月の発足以来、本年4月までに8回ほど会議が開催されており、「気候変動が進めば、国立公園として、今の形を保護している状況自体が消滅してしまう」とするストレートな見解も示されたようであります。

本町においても同様であります。日本国内の自然のほとんどは、古くから人の手が加わってその保全がなされてきており、このような取組や努力が欠如した場合、現状を未来に残すことはできないのではないかと危惧するところであります。

このようなことから、町では天然資源の積極的活用を目指す中で、再生可能エネルギーに関する検討協議会を法定稼働させており、その取組はもう少しで目に見えるものとなってまいりました。

また、平成30年度に県主導で行われた市町独自の太陽光発電規制ガイドラインづくりには参画しておりませんが、これは自然再生可能エネルギーの積極的利活用と自然環境の保全は、コントロールが可能であるとの考えによるものでもあります。

今後も、上位法令はもとより、景観まちづくり条例に基づく中で、ご指摘にもありました「未来に残せる環境の保全」は、環境政策における一丁目一番地だと認識をしております。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

いまだに環境保護団体等においては、木を切ること自体が環境破壊だという認識の方が多。その中で、我々林業もやってた関係で、木を見るときもう木は成長しないよというのが分かります。当町の場合は、どの山を見てもみんなもう適期を過ぎている。伐木の適期を過ぎている状態の木が非常に多い。まずこの木をどうにかする。ただ切ってその後によいようにその木を利用した循環をさせていくかといったところもあります。

特にこの太陽光の場合はデメリットが非常に多い。今度の政府のほうの答申にもあるようにですね、かなり厳しい規制がかけられてきています。その辺は担当のほうの課長、何か調べてありますでしょうか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

台風等、強風その他、また大雨等による土砂崩れ等に加えて、山肌に設置してある太陽光パネル等が流出する、また飛散するということによる被害等についてをかなり懸念する動きというのはしておるところですが、今回の審議会のほうでは、どちらかと申しますとちょっと規制条項が多岐にわたり過ぎてきたので、ある程度まとめた形にしたほうがいいのではないかと、まとめた中で明白にしていこうという動きなのではないかというところについてを確認させていただいたところです。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 環境アセスの面とか様々な面で、今度は小規模の発電設備でも規制がかかってくるといったところで、そのこと自体で町独自の条例制定となくとも、国の基準に沿った中で規制をかけることができると。

そうした中で、先ほども話をした本瀬の濁りといったところで、再生可能エネルギー発電事業体が新たな事業計画、それが持ち上がった場合に近海漁業者、要は沖へ出ない近海の漁業者、伊勢エビ漁であるとかそういったものになるんですけれども、そういった近海漁業者への影響なども考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町が積極的に取り組む「再生可能エネルギーの利活用」に関わるものであれ、その他の行為によるものであれ、それらが法規制を逸脱して近隣住民に被害を及ぼすものであれば、法規制にのっとって指導するのが我々行政の務めであると認識をしております。

これまで町内で実施された再生可能エネルギーに関わる大規模な開発行為は、大瀬地区内で2件ほどありますが、その際には、事業者と地域、漁協との間で保障関係の約束が取り交わされたことは確認しておりますが、法規制以外のことについて指導あるいは制約等は行っておりません。

補足につきまして、説明を担当課長からさせます。

以上です。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

企画課におきましては土地利用委員会事務を所管しておりますので、この件について答弁させていただきます。

まず、本町の土地利用委員会指導要綱でございますけれども、古くは再生可能エネルギーの概念自体が社会にほぼありませんでしたので、再エネに関して規定している項目というものは設けてございませんでした。

また、太陽光発電等が盛んになり、太陽光発電に関する規制が全県的に取り沙汰されました、これが平成30年度になりますけれども。そのときにおきましても、その時点でも既を守るべき法規制は多数存在し、さらなる規制は乱立感が否めず、経済行為、社会生活にまで支障を来しかねないという考えから規定の追加、これはいたしませんでした。

したがって、本町内における再生可能エネルギーに関する開発の規制等は、あくまでも個別法の規制の範囲内で行われているという状況です。

再生可能エネルギーというキーワードで思い起こる規制の大きな法律には、森林法と環境影響評価法がございます、ほかにもたくさんございますが。この2つ、現在大瀬地区で稼働しております風力発電施設は同法を適用、50ヘクタールに迫る大きさの開発でしたので、任意で土地利用委員会という形を取った情報交換会を町主催で行っております。この際も、工事終了後には個別法である森林法の指導に基づいて敷地面積の25%以上ですか、を残すこととなっている残地森林の管理協定を県、町、事業者間で締結しました。

同じく大瀬地区内で現在建設中の太陽光発電設備も同様の規模50ヘクタールに迫る大きさでしたので、風力発電の際を慣例といたしまして任意の情報交換会を開催しております。

この2案件でちょうど近海漁業者への保障が成立しておりますが、これは会が法的に指導したものではなく、恐らくの話になってしまいますけれども、事業者が地域に対しての、これも言い方がいかがとは思いますが、好意の範囲という形の中で保障をしてきている部分であったと思っております。

残念ながら、町自体にはこの濁り等に関することについての保障する、もし何かあった場合の保障するという指導権限はございません。ただこれはないのでございますけれども、任意で土地利用委員会等を開催した場合でございますが、地域との共存共生ということにつきましては、常にお願ひ、促しを事業者さんに行っているところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 伊東のような裁判のような事例、そういった中で一番問題になったのは海の濁りといったところがございますので、土地利用委員会等を通してしっかりとそういった面も監視をしていくと、そういった必要性があるんじゃないかと思います。

また町長、改選期で、町長選挙のときに、有権者の皆さんがこの海を守る環境問題についての発言が忙しい中での選挙戦で街頭演説もあまりできなかったのかなと思うんですが、その中で町長からの環境に対する演説はなかったよという話を聞いたんですが、町長、その辺の町長の率直な環境に対する考え、今、静岡県知事選挙が行われている中でも、先日来た候補などもふるさとを守ると、そのためには森とあと海を守らなければならないという訴えをしておられます。町長自身の考えはどうかといったところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在における本町の自然環境において、保全はおろか手つかずの状況にあり、それらに起因する災害等の発生が懸念されるほど、長い間、手がつけられていない状況となっておりますので、今後、南伊豆町で必要とされる条例整備等を踏まえた中で適切な時期に情報発信していきたいと考えております。

まず、その再生可能エネルギーについては、私は特段反対という意見はございません。当然ですけれども、山を、川を、海を守るということは当然守っていかなくてはいけないと思いますけれども、やはりその大前提に住民の生活を守るということもございます。

私が再生可能エネルギーを否定しないというのは、最終的にはエネルギーの地産地消です。私たちの住む伊豆半島南部は東海道筋から電気が送られてきて、我々はこうやって電気をつけて生活をしているんですけれども、東海道筋あたりでいわゆる天城山から北側で何か災害が発生したときに、賀茂圏域が何も被害がなくても電気が来ないという状況になります。ここで発電した電気というのは全て天城の山を越えて伊豆半島北部からそれぞれ東京電力、中部電力のほうにと行くわけです。その電力は当然それぞれの地域で消費されるということです。そのために、私はこれハードルが大変高いんですけれども、簡単にできる、ここで発電したからここで電気を使うということができないんですけれども、何か災害が起きたときに

でも、何で賀茂郡は、南伊豆は電気がついているのという、そういうまちづくりを私は最終的に目指しております。エネルギーの地産地消ということで再生可能エネルギーを否定していないというところですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 自分自身も再生可能エネルギーは否定はしません。地産地消、それは望むべき方向だと思います。その中にある今、町長がおっしゃったようにハードル、それは発送電分離という問題がございます。電力事業者さんがそのところを全て握ってしまっている、この現在の状況ではもう難しい状況であると。一番大きな例が福島の第一原発、あそこで、福島県内で発電されたものは全て東京で消費をされている。福島の間があの電力を使えたかというところと一切使えない。その上での大規模災害であったということでございますので、ぜひとも発送電分離、自然環境を守ると、住民を守ると、そういった意気込みよく分かりましたので、よろしくお願いいたします。

では、次の質問にいきます。

プレミアム商品券についてということで質問させていただきます。

町内経済活性化に寄与し町内事業者の支援策として非常に素晴らしい事業だと評価はしています。

議会においても説明がありましたが、予算は十分にあり、複数回購入が可能になっていて利用評価が高まった事業です。今議会冒頭の町長所信表明にもありましたとおりでございます。

多くの町民があればいい事業だなと、あんなお得なプラン待っていたよとの声も聞きました。

ただ1つですね、販売予定期間の最後、最終日の1週間前で突然打ち切ってしまった。プレミアム付商品券のチラシ等々にも購入数が多い場合は打ち切りますよと、そういった記述もなかったわけです。それで突然に打ち切りになってしまったといったところで、この役場のほうにも苦情の電話等々、多分来たことかと思いますが、そこら辺の経緯、早期終了の原因、それと今言ったチラシの文言になかったといったところ、チラシに不備はなかったかといったところと、購入できなかった人への救済措置、それがいいのか、多くの町民が3回目はいいのかと、町長に先日も詰め寄っていましたが、商工会の総会のときですね。何かそうい

った考えはありますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

冒頭の行政報告でもご案内させていただきましたが、昨年の１回目となる購入実績を踏まえ、緊急的な町内事業者支援を目途とした第２弾となる商品券販売を実施いたしました。

当該事業においては、販売ルールや量的における特段の変更はありませんが、交通弱者と単身高齢者への配慮として、各地区へ出向いた巡回販売に加えて、ご要望の多かった１世帯５セット以内であれば複数回に分けての購入も可能としたことなどから、販売締切期日前での完売になったものと考えております。

事業目的に照らしても、町民の皆さまの温かいご支援とご理解に対し、深く感謝を申し上げますところではありますが、チラシをご確認いただければ分かりますように、「商品券の数量は十分に用意されています。すぐに売り切れる心配はありませんので、安心してお買い求めください」と記載をいたしました。

これは、初回時のプレミアム商品券販売に際し、販売初日に想定を超える多数の皆様が役場に訪れ、暑い中、長蛇の列となった反省を基に分散化を図るべく周知に努めたところであります。

先ほどの答弁でも触れましたが、販売ルールは前回と同様でありますので、販売総数や上限額も前回同様にお示しした中で実施したものであり、チラシにおける文言の真意は「発売後数日で売り切れることはないだけの数量は用意してあるので安心してください」という意味合いであり、全世帯に対応した購入量の確保を約束したものではありません。

チラシの内容に不備があったとは考えておりませんが、受け止め方は千差万別でありますので、誤解を招き、一部の町民の皆様からご批判をいただいたことは真摯に受け止め、今後に生かしてまいりたいと考えております。

プレミアム付商品券の販売の趣旨は、新型コロナウイルス感染症経済対策として町内事業者への早期支援であります。その趣旨に鑑みれば、ご指摘の救済措置などは考えておりません。

現状における新型コロナ感染症の状況においては、全国で変異型の流行が顕著であり、県域をまたいだ移動の制約など各種要請は長期にわたって継続されるものと思われます。

また、今般のワクチン接種から８月以降には65歳未満の方々にも接種範囲が拡大されます

が、年末にかけて感染リスクはまだまだ続くものと考えられます。

本町においては、これからの本格的な観光シーズンに向けて町内事業者の期待は高まる中先行きの見えない状況にあることから、地域活性化へのさらなる支援が求められているものと解しますので、可能であれば第3弾となる商品券発行事業などの検討も進めております。

これらの決定に際しましては、躊躇することなく実施したいと考えておりますので、その際には本議会のさらなるご支援を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。新たな事業計画等々もあるようなので、期待をしたいと思います。

特に今回1億5,000万円、また町内事業者の中には1枚も商品券が使われなかった、500円も使われなかった事業者が30%ほどいます。そこはやはり次の弾ではしっかりと考えてもらいたいと思います。そうしないと事業者の支援にはならないんじゃないかと思うので、差し出がましいようですがお願いをしたいと思います。

次の質問にいきます。

新型コロナワクチン接種についてということで、先ほど同僚議員が同様の質問をしたんですが、新型コロナワクチンの予約と接種が始まりました。予約受付電話機も台数を増やしたと聞きます。また、先ほど来より今日からインターネット予約等々も始まったといった中で、現在までの予約の状況と接種の状況、まずそこについてお聞かせを願えればと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町においては、5月10日から5月29日までに1,312の方が接種をし、現在2回目の接種も始まっております。

国では65歳以上の高齢者の接種完了時期を7月末と設定しておりますので、本町でも町内外の医療機関の協力の下、7月末における予約枠を対象者の8割強確保したところであります。

これに加えて、高齢者施設での施設内集団接種や、各医療機関での個別接種の体制整備も

急いでおりますので、さらなる接種体制の強化が図られる状況となります。

ご案内のとおり、ワクチン接種においては、極めて短期間での接種体制構築が求められた状況にありましたので、全国的にも数々の混乱が生じておりますが、接種体制の拡充をはじめ、接種会場における問題点など日々改善しながら利便性の向上に努めているところであります。

また、ご不便をおかけしている予約受付については、電話回線を増設して対応したほか、本日からの受付においては、従来の電話予約に加え、オンライン予約も併設しており、6月下旬からの各医療機関での個別接種も可能となることから、予約時の混乱も解消するものと考えております。

また、ワクチン接種における接種順位については、国の指示に基づき、医療従事者に始まり、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者福祉施設従事者、16歳以上65歳未満の方とされております。

行政上における危機管理など、私を含めた職員への優先接種については、接種直前にキャンセルされた方や、予診により接種不可能と診断された方のワクチンの有効活用について慎重に検討した上で、批判を恐れて貴重なワクチンを無駄に廃棄することがないように心がけてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 町長、修正をお願いします。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 申し訳ございません。訂正でございます。

接種順位につきましては、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者福祉施設従事者、それから先ほど「16歳」と言いましたけれども、「12歳」以上65歳未満の方とされております。

以上です。失礼しました。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

取りあえず、まだ高齢者の段階ですが、これから基礎疾患のある者とかいろいろ進んでいくわけですね。その基礎疾患という定義、そこはどういった病気で分けるのか。また、基礎疾患のある人間が自己申告をするのか、または役場が病院等に尋ねて、この人は病気があ

りますかと調べるのか、担当課長、もうちょっとしゃべったほうがいいかな。いろいろ多分、そのところはやはり今回の高齢者接種での対応、そこら辺でも手間取ったわけですから、先々しっかりやっていく必要があるんじゃないのかと思いますので、担当課長、お願いします。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

まず基礎疾患のほうですが、国は基礎疾患については14の症例を出しております。例えば、慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病、高血圧を含む慢性の腎臓病、慢性の肝臓病等とそれらが14個ありまして、そのほかに基準BMI 30以上のかなり身長170センチで体重87キロぐらいの方が目安となりますが、それを満たす肥満の方が優先接種の対象となっております。

基礎疾患のある無しは、私たちのほうでは把握できませんので、自己申告となっております。また予診票のほうには基礎疾患のある方はどういう病気かというのを記入していただくということですので、もうそこで判断していくしかないというような状況であります。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 自己申告にしても、多分町民の皆さんは自分が当てはまるのかどうかと、具体的な病名等をチラシに載せるなり何なりの方法を取らないと実際は当てはまっていたけれども先に打たなかったよとか、そういった問題が出てくるんじゃないでしょうか。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

基礎疾患の状況については、当然チラシ等に記入はさせていただくこととなると思いますが、具体的な病名や何かになると、とても逆にチラシ等が見にくくなっていくというような状況もありますので、またそこについては、問合せさせていただくというような形になるのではないかなというふうに思います。すみません。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） まだ時間があるのでいろいろ検討をしてもらいたいと思います。

また、その担当課長の横の課長のほうは難病とか、そういったものについては町に登録されている災害時の避難情報とかそういったものである程度の疾患についての把握はできていると思いますので、お互い俺の領域じゃないよとかそういったことがないようにやっていきたい、やってもらいたいと思います。

最後になりますけれども、先ほど同僚議員が言ったように、町長並びに担当職員、災害時陣頭指揮を取られるのは町長であって、自分も消防団で2年前ですか、大雨が降ったときに役場へと消防団幹部として自動的に招集がかかり役場へ詰めていたときに、まず一番先に来っていたのは町長、来ておられました。福祉介護課長が避難所の開設の担当課長でもあり、またその課の職員が担当、総務課長は防災の担当でもありますので、ほとんど役場に住んでるのと一緒のような状態の課長ですので、いち早く来て指示を出していたわけですが、やはりいつ災害が起きるか分かりません。そういった中で役場職員が自らの身を守る。そして、町民の身体、生命を守る。そのために、やはり自分も先ほどの同僚議員と同様ですので、率先して打っていただきたいと、打ってもらいたいというふうに思っています。また、消防団員についても、火災もいつ起きるか分からないわけですので、実際には昨年この役場の目の前で火災が発生しました。そのときも団員マスクをした状態で活動に当たっています。この不織布のマスクの場合は、火の粉が飛んでくるとすぐ燃えるんです。そういった観点からも、団員の身体、生命を守らなきゃならない。

また、町民の70%がワクチン接種を終えれば集団免疫を獲得することができてくるわけです。だから、打てる人はどんどん先に打つ、そのほうが集団免疫獲得に向けての早道になるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

65歳未満の接種に関しては今検討している段階であります。今回、65歳以上の方が100%接種できる予約枠を設定させていただきましたが、当然、そこに空きがあるようであれば、慢性疾患の方を最初に入れていきまして、あとほかにも小・中学生が対象になったり、また職域等の問題もありますので、そういうことを踏まえて、効率的に接種できるような仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1 番（黒田利貴男君） 慌てず落ち着いてしっかりと計画を立ててください。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで2時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 比野下 文 男 君

○議長（清水清一君） 一般質問、3番議員、比野下文男君の質問を許可します。

比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3 番（比野下文男君） マスクを外させてもらいます。

本日最後の一般質問に入ります。通告書に従って、1つ目、災害対策について、その1、2、3、そして2つ目は、高齢者運転免許証自主返納への助成金制度創設について質問いたします。

それでは、よろしくお願いします。

1として、自然災害廃棄物の集積場の確保について伺います。

災害列島と称される日本、マグニチュード6以上の地震発生回数は世界全体の2割以上を占め、今の日本では強い揺れに見舞われない場所はどこにもないと言われております。

東日本大震災は、東北地方をはじめ広範囲にわたって約2,000万トンの災害廃棄物と約1,100万トンの津波による堆積物が発生いたしました。今後いつ発生してもおかしくない南海トラフ巨大地震は、静岡県第4次の地震被害想定によると、本県だけで東日本大震災の総量を超える災害廃棄物の発生が想定されております。このような未曾有の有事が発生した場合、伊豆半島の末端に位置し長い海岸線を有している本町は、津波による堆積物や家屋倒壊

による大量の瓦礫が発生すると考えられます。

東日本大震災を教訓に、災害が発生してからではなく事前に可能な限り方策を講じていく必要があるのではと思います。また、山間地においても、豪雨による自然災害等が十分想定していく必要があります。本町は一般廃棄物の処理責任を有しており、その災害廃棄物の処理集積場所として町有地の利用計画について、また先ほども申し上げましたが、廃棄物の量は想定を超えることが十分考えられます。町として候補地の計画、対策はどのように考えているのか伺います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成29年3月に策定し令和元年12月に改定した「南伊豆町災害廃棄物処理計画」においては、静岡県第4次地震被害想定を基に算出された災害廃棄物の最大発生量は約39万トンとされており、一次仮置場の必要面積は約14万6,000平方メートルとされております。

現在、一次仮置場の候補地として旧三浜中学校跡地、吉祥町有地の一部、青野最終処分場跡地のほか、物揚げ場が比較的広い6漁港で、合計2万6,600平方メートルを予定しておりますが、災害廃棄物最大発生時の必要面積として不足していることは承知しております。今後も町有地の有効利用を検討してまいります。

また、近年多発する豪雨災害による浸水被害に対応すべく差田グラウンド横にある約3,900平方メートルの整備が完了したことから、搬入が容易な一次仮置場として即時対応が可能となりましたのでご報告を申し上げ、被害状況により適時開設してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 今、町長からおっしゃられました差田の町有地もほぼ造成が完了されているということが聞きました。まだ吉祥町有地についても、ちょっと担当課から伺ったことがあるんですけども、何かあそこは湿地帯で、要するに万が一、万一縦貫道路の残土が誘致したいというときには、道路が狭いもんですから、そういうことも考えてどういうふうな町長としての町として計画しているか、ちょっと伺います。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

まず吉祥の町有地につきましては、この一次仮置場の候補地として体験農業の前の土地がありますが、あそこを予定しております。現状、先ほど議員がおっしゃったように、田んぼの用地になっていまして、本来はもう先に土を入れたい状態なんです、農地ということで先にその先行できないということになっております。

ですので、今考えているのは、差田の今、地域整備課と連携して前原橋の1トン土嚢の碎石を持って行って、あのグラウンドの横ですけれども、そちらに碎石を敷きました。そちらにまず町民の方に持って行っていただいて、その間に災害が起きればそういった行為はできますので、吉祥の町有地のほうを今現状ありますけれども、そちらに土なり何なり入れて持ち込める形を予定しております。

ただそれで小規模災害の形になりますので、今言った第4次地震被害想定の量となるとそういうふうに対応できませんので、今後、民有地、実際今はちょっと工事をやられている業者さんが残土処理をやっているところの平場とかありますので、そちらをあたっているんですが、そちらも実際農地で使うということになりますので、大規模災害になりますと1年でまず一次仮置場に全部集めて、また別の広大地に3年間、そちらで処理をするという形に想定されていますので、その辺を考慮して、吉祥の町有地に関しましては、地域整備課と今後、地域整備課のほうで利用計画を立てるということでもありますので、それが何年までそちらに今の形でいくか、その後、残土が入ってどういう形になるかによって利用計画を定めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 今、課長からおっしゃられましたけれども、大規模災害になると、そのぐらい敷地の計画、要するに用地ですね。足りるのかと私は思うんです。前にもちょっとお話ししたことあるんですけども、民間候補地を考えていかなければならないんではと思っております。それには瓦礫の搬入や大型トラックの出入りや集積場所として十分収容可能な場所と面積でなければなりません。また、そして周辺環境にも配慮しなければなりません。条件のクリアは厳しいと思いますが、災害はいつ起きてもおかしくありません。そのような状況を想定し、多角的に計画地の選定にはスピード感を持って進めていくべきだと思いますが、いかがでしょう。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

災害廃棄物仮置場として条件とされる、道路が接道し大型車両が往来できる広大で平坦な土地については、現行の町有地には条件を満たす場所がありません。

このため、県有地や国有地のほか、荒廃農地や民間保有の土地など調査を実施し、地権者や地域のご理解を得ながら候補地の選定を進めたいと考えております。

また、町有地の有効利用に向けては、伊豆縦貫自動車道の埋立てが計画されております吉祥町有地の活用も必須と考えており、さきの東日本大震災では緊急的な災害廃棄物処理が行われた事例も踏まえ、発災時における一次仮置場の充足・設営に対応するよう努めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 災害対策の喫緊の課題の一つです。集積場所は非常に重要です。ぜひ計画に沿った候補地の確保を早急に検討願います。

それでは、2つ目に入ります。

2つ目は、仮設住宅建設用地についての質問です。

河津町では、防災時の基地として旧河川跡地を購入され、今年度から防災への基地、庁舎の代替施設並びに仮設住宅用地など施設の整備が進められていると報道されていきました。東伊豆町、松崎町においても、縦貫道の残土は利用され、施設への整備計画は着々と進んでいると聞いております。

災害により家屋の倒壊、流出で生活の場を失った場合、何より大事なことは被災者の生活を取り戻すために一刻も早く仮設住宅の供給が必要となってくると思われますが、仮設住宅建設用地について、現在の計画を伺います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

仮設住宅建設用地については、平成20年に応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳を作成し、町営差田グラウンドを適地として整備いたしました。

一方で、地域防災計画において、自衛隊災害派遣集結該当地にもなっていることから、自

衛隊が撤退した後での仮設住宅設置となるため、撤退が確定するまでの間は、施設整備に着手することはできません。

早期入居を図るための施設整備については、どのぐらい期間を要するかは災害の規模にもよるものと考えられますが、吉祥町有地の利用計画の中でも協議を進めてまいりたいと考えております。

東日本大震災をはじめ、様々な災害の事例などを検証し、適正なる仮設住宅の運営に備えるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 災害はいつどこで発生するか分かりません。今から協議を進めるのでは遅過ぎるんですよ。すぐにでもできることからやってほしいと思います、私は。また、計画地として一、二か所だけでは少ないと思いません。被害は広範囲にわたり発生する可能性は十分想定されております。そんな悠長な考えでいいんですか。担当課長、地域整備課長、どうなんです、もっと危機感を持って対応してもらいたいが。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

平成25年11月29日に策定された静岡県第4次地震被害想定、これは第2次報告書になりますけれども、それによりますと、南海トラフ巨大地震震度東側ケース、津波ですとケース1という設定をした場合には、住居の支障世帯は1,194世帯となり、うち最大で応急仮設住宅が必要戸数としては183世帯となります。現在差田グラウンドに予定している応急仮設住宅戸数は92戸となっており、91戸不足となっております。このため、吉祥町有地に応急仮設住宅建設敷地として利用計画を進めていきたいと考えております。

議員がおっしゃるとおり、災害はいつ発生するか分からない。災害に対して地域防災計画等などで利用が計画されていない廃園ですとか廃校となったグラウンドや未利用の町有地で建設可能な用地確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ありがとうございます。

最後に町長に伺います。

何度も申し上げますが、災害はいつ起きてもおかしくありません。今後も災害廃棄物の集積場並びに仮設住宅建設予定地についての進捗状況を機会あるごとにお聞きしますので、よろしくをお願いします。

1の3として、避難地及び避難経路について質問させていただきます。

東日本大震災による悲惨な出来事から既に10年が経過いたしました。当時、誰もがあの出来事をテレビを見て恐怖感を抱き、一時避難場所として高台への避難を呼びかけ、避難地、避難経路の整備に各地区の住民は奔走しました。本町は幸いにして大きな災害にも見舞われることはなかったためか、時が過ぎるとこの悲惨な教訓は薄れかけていくと、私は感じられます。

先日、地元の避難地への入り口を通りかかった際、避難口は鳥獣被害や土砂の流出により崩壊し、避難路の役目を果たしていない場所が散見されました。後日、他地区の避難入り口を数件拝見するも、同様に荒れているところが見受けられました。一時避難地は住民の命を守る第一歩の重要な避難場所です。災害は昼だけではありません。入り口をふさがれては、避難者はパニックにもなり、大きな惨事につながりかねません。今年は梅雨入りが例年になく3週間以上も早くなり、何か異常気象による自然災害の多発が、私は感じてなりません。

当町は、区長との連絡協議会にて連携を強化することで荒れた避難地、避難経路の総点検を早急に整備する必要があります。激甚化する地震や豪雨の備えに、ハード対策として町の自主防災事業補助金制度を活用し被害を最小限に食い止めるべきだと、私は考えておりますが、いかがですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では平成28年度に津波避難計画を策定しており、翌29年度には津波浸水域内の各自主防災会との協議を経て策定した津波避難対策計画に基づき、避難地及び避難路を定めております。

この避難地及び避難路の整備に向けては、南伊豆町自主防災事業補助金制度を活用し、各自主防災会が主体となって整備を進めていただいているところでありまして、最近では令和元年度に3件、令和2年度に5件の実績となっております。

ご指摘にありました整備や点検については、各自主防災会において適宜実施されていると

認識しておりますが、緊急時における安全性の確保などは必須とされておりますので、避難地及び避難路の点検については、地域防災訓練の際に、訓練項目の一つとして取り入れていただけるよう各自主防災会に働きかけてまいります。

また、海岸地区内の主要な町道などは、命を守るための重要な避難路でありますので、町が主体となり、災害の除去や拡幅などの適正な維持管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 今、町長のご報告のとおり、自主防災補助金制度の実績が今報告されました。2年度の報告は私ちょっと把握してありませんが、令和1年度の実績ですけど、補助金制度の利用は16件で264万2,000円、当時予算300万円ですね。のうち、先ほども申し上げましたが、避難地、避難経路に3件、2地区で76万2,000円が補助されていまして。まだまだ私は利用頻度が低いと思います。災害に対する意識向上に努め、対策、大切な補助金制度を利用するように啓発していただきたいが、総務課長はどういうふうに思いますか。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

この南伊豆町自主防災事業補助金につきましては、毎年度、第1回目の行政協力委員会におきまして、制度の概要、それからご利用状況、具体的な例を挙げながらPRをさせていただいておりますので、今後も引き続き、このようなPR活動を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ありがとうございます。

それでは2番目に入ります。

高齢者の運転免許証自主返納への助成金制度創設について伺います。

皆さんもご存じのとおり、東京池袋で当時87歳の高齢男性の運転により横断歩道を渡っていた母親と幼い女の子がお亡くなりになった乗用車暴走事故は、社会に与えた影響は多くの国民が震撼されました。

その事故をきっかけに、高齢運転者の事故対策を求める機運が高まり、1998年に制度化され、免許返納への動きが進み、昨年時には年間自主返納者は全国で約55万2,000人と、10年

前より10倍以上に増加いたしました。

私は今年の2月、下田警察署交通課に伺い、管内1市5町の令和2年1月から12月までの運転免許保有者数及び自主返納者数について調査、協力いただきました。全体で免許保有者数は4万750人、うち自主返納者は358人でした。本町の保有者数は5,407人、うち65歳以上は2,309人、42.7%で、自主返納者の方は45人おられました。大半の返納者は1人での買物や、外出への足の確保がなくなり、大変不自由されていると聞いております。以前から電動アシスト付自転車及び電動車椅子、シニアカーですね。は、利用されている方が時々町内で私は見かけますが、近年、県内でもこの電動アシスト付自転車の三輪、四輪車が好評で、走行中は転倒が少ないことやペダルをこぐことで健脚への健康ライフにつながり、本人はもちろん、家族も安心・安全で見守ることで、購入には前向きに捉えていると聞いております。

本町は5年後には高齢化率は50%を超えると推定され、事故のない社会を考えると、運転免許自主返納者数はさらに増えるのだと私は思います。現状、町内でのこの種類の自転車の普及はこれからですが、既に県西部の袋井市は、65歳以上の高齢者の皆さんが健康で活発な毎日を過ごすことへの支援策として電動アシスト付自転車の購入費の一部を補助しております。当然、この制度は申請手続の際、一部を補助する際、諸条件をクリアしなければなりません。現在、全国において34か所の自治体は、あの事故以来、安全への意識向上がさらに見直され、高齢者への補助金制度は推進しているそうです。購入価格は車種によって異なりますが、8万円から20万円程度で、補助額については8,000円から2万円が上限として実施されています。約1割ですね。年間、当初10台は見込まれるかどうか分かりませんが、ひとつこの点を町として検討していただきたいと思っております。

町長、遅くなりましたが、2期目の就任おめでとうございます。就任のご挨拶の中で高齢者の方が抱える大きな課題である移動支援や見守り支援をうたっております。財政が厳しい中ですが、高齢者の事故をなくすためにも、この助成制度の創設についても高齢者の一環として併せて検討していただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

高齢者の運転免許証自主返納者に対する県内市町における取組状況については、運転経歴証明書の交付手数料に対する助成制度や、バス・タクシー等の利用助成などが実施されております。

ご指摘にありました電動アシスト付自転車、またはシニアカーに対する補助制度については、県内で実施している自治体はございません。静岡県警の施策として、運転免許自主返納者等サポート店に登録した事業者により、シニアカー購入時に利用できるオプションサービス券の発行等を実施しているとのことであります。

また、シニアカーについては、介護保険制度における福祉用具貸与サービスにより要介護2以上の方に限定されますが、1割から3割負担いただいでご利用が可能です。

これら電動アシスト付自転車やシニアカーは、市街地での使い勝手においても、大変優れたものであると認識しておりますが、本町においては、本年4月から運転免許証の返納に関わらず、高齢者の移動支援策として65歳以上で要支援認定者等を対象に、買物や通院、金融機関での手続等の日常生活上必要な外出支援を本格的に実施しております。

このため、これらの利用実績なども勘案しながら、本町の地域特性などに加え、高齢者ニーズ等も考慮した中で、その導入に向けた調査・研究を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 今、町長が県内ではそういう補助制度についてはないと言っておりますが、ちゃんとあるんですよ、このように袋井市で。ね、補助金額は1万円、おかしいじゃないですか、これを見て。そういうこともひとつ考えていたんですか、どうなんですか。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

私ども勉強不足だったのかも分かりませんが、下田警察署に確認を取りました。このような制度はあるのでしょうかということを担当者、交通課のほうに確認したんですけれども、静岡県内ではまだないという返事があったものですから、一応こういうようなご答弁をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） じゃ、これはうそなんですか、これ。こういうあれがちゃんと出ているんですよ。袋井市に私もちょっと知り合いがいたものですからね。島田のほうに、元OBの警察がいるものですから、やってるよと言っているんですよ、確かに。だから、やって

るからやれとは言えない。そういうふうな前向きな姿勢を町も考えれば、そういうことですよ、私が言っているのは。当然。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） すみません、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員のほうからのご質問の内容も伺っておりましたので、一応確認をしてみようかというようなことで、課長も申しましたように、当然これは返納者というのは警察のほうが一番把握をしている話ですので、その辺のところで確認をさせてもらったということがありました。

ただ議員のおっしゃるとおり、それは袋井市でやっているということであれば、私どもももう一回、その内容については、当然調査をさせていただいて、先ほど来、町長の答弁にもございましたけれども、私どもの町に合った形の中でそういう助成制度ができれば、ぜひそれは当然検討させていただきたいということはあると思いますので、どうぞご了承をお願いをしたいと思います。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 今、副町長からおっしゃいましたけれども。やってるやってないじゃなくて、私はね。これから前向きな姿勢でそういう制度を積極的に私は進めていただきたいと思っているんです。今も町長からおっしゃられましたけれども、この辺の東部地区はこの制度の創設はまだ現在進んでいないということは私も聞いています。

交通安全への一環として伊豆半島の末端から、この制度の創設について情報発信していくことは本町のイメージアップが図れるのだと私は感じておりますもので、重ねてご検討をお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 以上で比野下文男君の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日9時30分より2日目を行います。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 3時01分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 谷 正

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

令和 3 年 6 月定例町議会

(第 2 日 6 月 10 日)

令和３年６月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第２号）

令和３年６月１０日（木）午前９時３０分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報第 1 号 専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 報第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 日程第 5 報第 3 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 日程第 6 報第 4 号 放棄した債権の報告について
- 日程第 7 報第 5 号 繰越明許費繰越計算書の報告について（令和２年度南伊豆町一般会計）
- 日程第 8 報第 6 号 繰越明許費繰越計算書の報告について（令和２年度南伊豆町公共下水道事業特別会計）
- 日程第 9 議第 44 号 副町長の選任について
- 日程第 10 議第 45 号 南伊豆町固定資産評価員の選任について
- 日程第 11 議第 46 号 南伊豆町健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 12 議第 47 号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 13 議第 48 号 南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 14 議第 49 号 南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 15 議第 50 号 南伊豆町指定介護予防支援等の事業人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 16 議第 51 号 工事請負契約について（令和３年度地震・津波対策等減災交付金デ

デジタル同報系防災行政無線整備)

日程第17 議第52号 南伊豆町指定金融機関の指定について

日程第18 議第53号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算(第2号)

日程第19 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

日程第20 各委員会の閉会中の継続調査申請書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	大野孝行君
町民課長	齋藤重広君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 事務局 会長	佐藤由紀子君
生活環境課長	高野克巳君	会計室長	佐藤禎明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 廣田哲也 係 長 内藤彰一

開会 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和3年6月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

本町では、5月1日より10月末日までの間、クールビズを推奨しておりますので、よろしくお願いいたします。

上着の脱着につきましては、各自のご判断でお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

5番議員 谷 正 君

6番議員 長 田 美喜彦 君

◎一般質問

○議長（清水清一君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（清水清一君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） では、始めます。

私は、南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

今回の定例会は、岡部町政が再選を得て初めての定例会であります。仕切りが直されて2期目が始まるわけですが、昨年から続くコロナパンデミックの中で、今後の住民の生活を守っていく上での政治姿勢、そうしたものはやはりきちんと踏まえておくべきだろうという点からの質問と、これは1番目、コロナ禍が続く中での公約実践、政治姿勢であります。

以下は、この間、住民の皆さんのところを歩いて声を拾ってきたもの、それと懸案の事項、これに関しての質問であります。よろしくお願いいたします。

まず、岡部町長は、先日の町長選挙に際して政策、あるいは実績のチラシを配られ、選挙公約、選挙公報でも公約を述べられました。全てをここでただすわけにはいきませんが、しかし、全般的にどうした点を重視しながら、あるいは具体例にもわたって、かいつまんだ質問をして町長の政治姿勢を伺いたいという思いであります。

まず、①で再選を果たした要因、これについては4年前から比べて人口も500人減少している。今回、投票率が若干下がりました。こうした中で得票を増やした。こうした点について、町長自身がどのようにこの要因を捉えているか、まずその点についてお答えしていただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

このたびの町長選挙においては、町民の皆様からの多くのご支持を賜り、引き続き町政運営を任せていただくことになりました。

手前みそで大変恐縮ではありますが、多くの町民の皆様が町政の安定的な継続を求めた結果であると思慮いたしますが、町民ファーストを掲げて子育て支援策を基軸とした1期4年の実績評価に加え、2期目における施策展開の気持ちも込められたものであると考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 非常にさらっとしたのですが、私は、いわゆる前、岡部町政以前の町政、その4年間と比べた場合に、それまではいわゆる東京からの移住者等々を迎えることや、地熱発電開発等々で町民の皆さんの間からも、いわゆる町民のことをもっと重視してやっていただきたいという声が上げられました。

岡部町政の4年間では、子育て支援を第一に掲げながら、懸案であった高校生のバス通学費の定期券助成とか、医療費の高校生までの無料化、出産祝い金の増額とか、あるいは新型コロナに当たっては、児童手当の独自の上乗せ、小・中学校の教室へのエアコン設置、この独自施策、こうしたことが若い世代を含めて、その家族も含めて、やはり地域を見守る住民の皆さんの声が本当にそこに予算が振り向けられたことで気持ちが本当に寄せられていったということが、町長の言葉とは別に私が町を歩いての感想でありました。

まして、昨年以来続くコロナパンデミックは、いわゆるこれまでの行政や政治、あるいは物事の在り方について深くしっかりと考える、あるいは考えざるを得ないほどの時間があっただと思います。こうした中で、やはりしっかりと生活に向き合う立場を取ってきたということ、これは私はしっかりと胸に刻んで行政を執行していくべきではないかというふうに思います。

これはなぜかといいますと、今日はグラフを持ってきておりませんが、今、日本のワクチン接種率、4月2日のいわゆるIMFのデータから見れば、時間がたっているんで若干変わっておりますけれども、世界で160番目であります。今後、2022年を見越した経済成長率でも、G7の中では最低であります。世界、G7を除いても、この序列を見るとこれがもっと下にいきます。

今日持ってきていなかったデータというのは、1997年以来の各国の経済成長率であります。アメリカでさえ1.65倍にもかかわらず、日本の場合はほとんど成長はしていない。所得が増えていない。こうした中でコロナパンデミックが起こり、しかも、昨年国民に1人当たり10万円が配られて、あるいは持続化給付金制度もありましたけれども、医療機関などへの支援、これがいまだに届いていないところもある。

一方で、コロナの感染者、死者が非常に多かったアメリカ、いわゆる資本主義、帝国主義のアメリカでさえ、日本在住のアメリカ籍の国民にまで15万円の小切手が届くということが

報道されている。精査は後です。とにかく国民を路頭に迷わせてはいけない。命を守らなければと。イギリスもそうであります。それと比べると、日本の場合はそうした客観的な情報をまずもってなかなか深く検索しなければ得られない状況の中で国民が置かれている。そして、何とか前より、あるいは悪くならない状態を維持しているような状態。しかし、客観的に見れば、世界的にも見れば、あまりにもおかしい状況の中に置かれているということを我々は念頭において、住民の皆さんの生活をしっかり守ることに注力しなければいけないということを思うわけであります。

2つ目の、町長の選挙公約は町政全般にわたっておりますが、重点施策として今後どのようなことを考えているのか、この点についてお答えしていただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現下においては、新型コロナウイルス感染症対策が最優先事項でありますので、これらの対策に万全を期すとともに、1期目の基軸施策でもある子育て支援については、町の宝でもある子供たちと、子育てにご奮闘されておられるご家族に対する支援を継続してまいります。

また、高齢者の移動支援や見守り支援についても極めて重要な課題と捉えておりますので、各種支援体制の構築に向けて鋭意に取り組んでまいります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大から低迷している観光産業の立て直しも急務でありますので、地方創生臨時交付金等を活用した効果的な支援策を展開し、さらなる誘客促進に努めてまいります。

本議会においては、行政報告の中で所信の一端を述べさせていただいたところでありますが、選挙中に掲げた公約実現に向けて全力を注ぎ、町民生活の向上を図るべく、「町民ファースト第二章」として最善を尽くし、子供からお年寄りまで安心して暮せる、希望が持てる町政運営にひたすら邁進してまいりますので、倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 依然、新型コロナが収束していない。むしろ、これが拡大している中で、変異ウイルスも広まっている中で、そうした対策をしながらの姿勢を確認するとともに

に、やはり私もここで言及しましたが、一部の事業者、この間はプレミアム商品券、100%のプレミアムで非常に歓迎をされていますけれども、いわゆる町の主力である観光産業等々では、瀕死の状態と言っては言い過ぎかどうかあれですけれども、やはりこれまでの観光がこの間、十数年来、インバウンドなどということやってきましたが、これが全くない中で、また国内の移動が制限される中で、非常にかつてなく厳しい状態があるように思います。

これは⑦で観光産業の重点支援をと書いてありますけれども、一部事業者の点で言えば、関連のところ、観光関連は非常な大きな打撃で、今後立ち直れるかどうかということが鍵だというふうに思います。

こうした点での工夫した対策、既に当初予算でもお宝探しですか、これも進められています、思い切った観光誘客を含めた対応を、特にインバウンドが見込めない中で国内の誘客は非常事態宣言等々の緩和、あるいは解除があった暁も含めた対応をあらゆるもの、それと、それだけではなく現実的な直近の支援策等々も検討する必要があるのではないかというふうに思いますが、この点についてはお考えはございますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルス拡大の影響を受けた事業者対策として、国では専用窓口を設置し、経営相談や資金繰り、経営改善など、様々な施策を展開しております。

本町においては、商工会で事業者の事業継続を支援するため、経営相談や持続化給付金等申請に係る各種サポートを実施しており、事業者がこれら国・県による支援策を活用しやすい体制を整えております。

また、町では静岡県経済変動対策貸付資金、新型コロナウイルス感染症対応枠を活用した事業者への利子補給を実施し、本年3月31日時点で18件の方々から借入れ総額2億8,500万円の申込みがあり、令和2年度に係る利子補給として321万429円を支出しております。

加えて、令和2年度中においては、町内で消費拡大による事業者支援を目的とした、みなみいず応援プレミアム付商品券を2回発行いたしました。現下の状況を鑑みれば、依然として厳しい状況にあることから、迅速かつ効果的な事業者支援に向けたこれらの取組については、適切な時期に躊躇なく実施したいと考えております。

コロナ禍における支援施策として、行政報告でもご案内させていただきましたが、4月29日から7月18日までの期間をもって、リアル宝探しイベント、南伊豆大秘境を実施しており

ます。これらは新しい生活様式にマッチした誘客促進施策としての取組でありまして、接触回数を減らし、大自然の中で3密の回避を徹底した回遊型のコンテンツに仕上がっております。

加えて、昨年度も大好評をいただきました、秋の伊勢海老まつり期間における特典付宿泊割引キャンペーンを予定しており、5,000円の宿泊クーポン券に加え、3,000円の体験クーポン券を付与するもので、1,000泊の事業費を本議会における補正予算に計上させていただきましたので、後ほどご審議を賜りたく存じます。

これら南伊豆大秘境や伊勢海老まつりキャンペーンともに、コロナ禍における町内宿泊施設、観光施設、飲食店等への需要創出につながる施策であると期待をしております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今ある制度の持続化給付金等々の活用、これに言及していただきましたけれども、一番最初に話した、日本の経済成長率が1995年からつい最近まで、もう各国の半分以下のレベルだということ、それはどういうことかということ、いわゆる国民は働いているわけで、その利潤、搾取した超過利潤を投資に回していない、国民の生活投資に回していないことが一番問題なんですね。

こうした点から言えば、今のパンデミックの中で政府に対して利子なしでの支援をもっと声高にやってほしいと。一方で、リニア新幹線など、東京から名古屋まで40分で行く必要など誰が使うかと、この時期にね。こんなのを止めても、しっかりと国民生活を守る。そういうことにもっとお金を出して、利子なしでやってほしいということをこの現場の窮状からぜひ言っていたきたい。これは要望です。

続いてですけれども、④番目、保育料の所得制限なし、無料化についてはどのような目安をもって進めようとしているのかということでもあります。

これと併せて子供関連で、子供の遊び場の問題、具体的な問題でありますけれども、クリーンセンターの脇に新設された、町内事業者が提供してくれた公園は非常にぎわいで、乳幼児が平日でも押しかけているということで、その中で要望がたくさん寄せられておりました。

質問出した後も寄せられて、やはりあそこに敷き詰められているスコリアですか、これも足で踏んだ触りはいい感じはするんですけれども、子供にとっては、いわゆる歩き始めた子

供たちにとってはちょっとけがのもとにもなるという声も聞かれまして、いろいろ調べた結果、公園の床面を今ゴムチップ舗装しているところもあります。こうしたことをぜひ思い切ってやって、もっと子育て世代が安心して遊べる、ものすごい人気があるところなので、それを進めていかれたらどうかという、これは提案であります。

前後して大変申し訳ないですけども、保育料の関係で言うと、通告では出しませんでしたけれども、この間、運動会の際に若いお母さんたちから呼び止められまして、学童保育の料金が1人だけだったらいいんですけども、2人目になると負担が大変で、おやつ等々も含めると大変だと。特に、1人で子育てしている場合は、仕事もコロナの中で収入もそれほど伸びていないけれどもと、そういう声もありました。

これは通告に出していないので、また答弁ができれば後でいいんですが、こうした声もあるということで、コロナの中で非常にいろんな特定の事業者も含めて、階層や個々で大変な思いをしている。そこにしっかりと光を当てて改善策をつくっていただきたい。

この2点に関してご見解を伺いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和元年10月から実施されました、こども園の教育・保育施設使用料の無償化については、3歳以上の児童及び非課税世帯のゼロから2歳児については無償化とされており、そのほかゼロ歳から2歳の園児については、多子軽減による減額または免除を実施しております。

公約に掲げた完全無償化に向けては、近隣市町の西伊豆町が既に実施しておりますので、これらを参考としながら本町に即した制度設計を検討してまいります。

令和4年度には、こども園の統合など保育環境の充実を図りつつ、さらなる子育て支援のまちづくりに邁進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、ご指摘の児童遊園施設につきましては、町内に事業所を持つ企業が地域貢献の一環として令和2年に寄贈されたものであります。

当初、遊具には衝撃を吸収するセーフティーマットを設置しておりました。マットの上にスコリアが散乱し、利用者が滑って転倒するため、改善を求める声もいただいておりますので、マットの撤去とスコリアの補充を考えております。

設置後、間もないこともありますので、いましばらくの経過観察に努めつつ、ほかの施設の情報なども確認した中で、利用者の安全を最優先としながら、適正な施設運営に努めてま

いますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

また、今通告がないということでお話をいただきましたけれども、学童保育に関しましては、お一人8,000円ほどの利用料が月にかかっているかなと思いますけれども、やはり多子で預けているようなところは1万6,000円、2万4,000円と多額になりますので、多子による軽減、割引等も検討を始めたところです。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ありがとうございます。

公園については、ぜひそういうところも、ゴムチップ舗装もあるということで検討していただきたいということ、保育料に関しても期待をしているところであります。

通告なしで申し訳ありませんでしたけれども、いわゆるこうしたことは、やっぱり早く対応してあげる、頑張って子育てをして、保育園はまだ定員も全部余っているぐらいで預けられるんですけども、やはり小学校の低学年、それでもまだ高学年も夜遅く、夜というか、仕事をしなければならないといったときに、学童に預けても夕食の支度もままならないで帰ってくる。高学年になれば、大体4年生以上になれば、もう5時にはおなかがすいて食べなくなる。こうしたときに対応が難しい、そういう気持ちも酌んであげて、どうしたら軽減をしながらやってあげられるか。子供の成長にとっても非常に大事な時期なんで、ぜひ早い対応、答弁いただいたことは本当に感謝いたします。よろしくお願いいたしますと思います。

⑥番目は、町長が掲げる「町民ファースト第二章」の自然災害から住民を守るまちづくり、これは近い将来予測される、東海、東南海、南海トラフの地震津波対策推進で書いてありますけれども、学者によってはいわゆる東南海地震、東海地震についての予測もありますけれども、東南海地震に関しては115年ごとに定期にあると。あと十数年のうちにこれは確実にあるということも、そういう研究を発表されている方もあります。

もちろん東海地震がいつ来てもおかしくない。70、80%と言われておりますけれども、いわゆる津波対策の問題では、町内各所で対策を講じられておりますけれども、人口が密集している湊、弓ヶ浜地区ですね。今は、この間報道でも土木事務所が主宰した防潮堤の問題で議論がなされていて、アンケートでは6割超が何らかのものが必要だと答えておりますが、答え出ておりません。

ただ、防潮堤だけではなくて、いわゆる安心して避難ができる、完結できるようにする上

でいち早く、海岸脇に避難タワーは造りましたけれども、一昨年秋のワークショップでは弓ヶ浜の湊地区の数か所に避難タワーを増設してほしいという声が寄せられております。

こうした問題に対する見方、考え方、もう一つは、いわゆるいざ起こった場合に国道136号ですか、これが使えなくなった場合に、湊からちょうど集落の東、杉並区から上がっていく尾根ですね、清掃センターに上がる尾根沿いに道路を1本、これを開設して、いざという時のために対応を進めるべきではないかという、そういう声も上がっておりますが、見解があればご答弁をしていただきたいというふうに思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町においては、各海岸地区と協議を重ねた中で、平成28年度に津波避難計画を策定し、平成29年度には津波避難対策計画を策定しております。

このため、同計画に基づき設定した避難地及び避難路の活用を主体とし、現状において津波による避難困難地域はないものと想定しております。

平成25年度に湊地区に整備した津波避難タワーについては、海拔15メートルを確保し、ステージ面積は397.8平方メートルを有し、収容人員は湊区浜西地区の住人に加え、夏場の海水浴客数を考慮し、1,000人の収容が可能となっております。

また、同地区においては、海岸に隣接する2つの宿泊施設、○文、休暇村南伊豆は津波避難ビルとして協定を締結しており、現下において新たに避難タワーを建設する計画はありません。

議員もご承知のとおり、湊地区では下田土木事務所が防潮堤建設についてのワークショップを実施しており、防潮堤整備に係る協議の推移に注目しながら、所管する土木事務所との連携を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、ご答弁された○文や休暇村、それと浜の津波避難タワーがあるということで、新たな計画はないということですが、もう一度、特に弓ヶ浜の湊の集落のいわゆる旧農協の跡から南西、青野川河口から前田川に挟まれたところから遡った北側の地域、いわゆる住民の皆さんの感情からいえば、いざ地震、津波といったときに、浜のほ

うの津波避難タワー、浜で泳いで、あるいは浜にいる人が上がるのは理解できるが、わざわざ北側に住んでいる人間がそこに、海の方に向かっていくということは到底考えられないと。山のほうに逃げるにしても遠過ぎると。あそこの中通りを見ても、そこから休暇村、まして○文に行くにはもっと遠いと。山の避難地に抜けていくにも、お年寄りの足では15分以上かかってしまう。

こうした点で、農協近辺に避難タワーが必要だという声がワークショップでも上がって、私も一昨年秋のときには確認をしましたが、もう一つ、先ほどご答弁が抜けていたんですが、杉並区の所有地から東の尾根を通して清掃センターに抜ける道なんていうのは突拍子もない提案かもしれないですけども、こうした点どのように考えるか、ご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

この避難路の関係につきましては、議員のほうから幾度となくお話を伺っているところでございます。

一度、担当課長と歩いてみたいなど。私、まだ一回も行ったことがないものですから、一度その辺を体験といいますか、してみたいなというふうに考えております。

当然、おっしゃるとおり、ある程度津波が押し寄せた後、下の道路というのはほぼほぼ使えないという状況もあろうかと思しますので、そこも含めて、もう少し私どものほうでちょっと検討させていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） タワーの関係でありますけれども、前回、現在現状あります津波避難タワー、当時で1億1,500万円ほどかかっております。

そうした中、増設ということになりますと、当然このぐらいの金額もまたかかってくるといって、この費用をどうやって捻出していくとか、起債であるとか、あと静岡県の交付金を使うということも考えられますけれども、それらを総合的に勘案した中、また今、防潮堤関係のお話も土木事務所のほうが進めておりますので、これらと絡み合わせた中でどう考えていくかになるかとは思いますが、現状のところは計画はないということ、先ほど町長の答弁のとおりでございますので、もう少しお時間をいただきたいと思いますところもございます。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 無理を承知でももちろん、無理というか、言っているわけですし、ただ住んでいる者に関しては、防潮堤の議論だけでも、防潮堤で完全に防げるなんていうのは思っていないんだけど、やはり逃げる時間を稼ぎたい。それとやはり日常住んでいる。そこで寝ていると、おちおち安心してられない、ふと脳裏に沸き起こってくる、こうしたことはあります。

避難タワー、休暇村と○文だけでは東のほうに偏り過ぎて、あとは浜のほうにはという、防潮堤の議論、仮に決着してもできるまで十数年かかる。こうしたときに、やはり避難タワーを中のほうにもう一つ、二つあるということは、これは土木事務所も本当はそういうことを考えて、低地に関する対応をすべきだというふうに思います。この点はまた応酬になっちゃうから、ぜひ検討課題として念頭にに入れていただきたいと。

それと、先ほどの避難路に関しては突拍子もない提案かもしれないですけども、杞憂であればいいんですが、そうしたことも含めれば、考えておけば、備えあれば憂いなしではないかというふうに思っている提案であります。

次に、難聴者支援施策であります。

この間、ワクチン接種の問題で非常に担当のところも苦勞されて、もちろん住民の皆さんも電話が何度してもつながらない等々ということも耳にされて、私のところにも相談がありました。

一方で、訪問したお年寄りの中では、電話をしても自身がやはり障害者申請はしていないんですけども耳が遠いと。こうしたことから予約の電話すらしないと。東京の家族から電話をもらおうと。私もそれほどのものかというふうに思いましたけれども、やはり日常、その補聴器の状態にもよるんですが、合っている補聴器や合わない補聴器もあるし、聞こえなければ煩わしくて外してしまう。そうすると、来訪者にも分からない。家に上がって肩をたたくまでこれが分からない状態であると。

こうしたことを見たときに、やはり補聴器、ここでは補聴器の購入に対する費用の一部の助成をしたらどうかと書きましたけれども、長泉町等々でやられている報道を受けてと現場の状態を見てなんですが、潜在的にこういう方々、手帳の交付まではいっていないけれども、多いのではないかというふうに思っていてこの提案をするわけですが、どの程度、いわゆる手帳を交付された以外に難聴者の把握をされているのか。

できれば、こうした補聴器の購入に対する助成制度をつくったらどうか。

また、集団的に集まるホール等々に磁気ループシステムなど、いわゆる手話通訳等々の配置はこの間もやられていて、これに関しては確認をしているところですが、そこまでいかなる人に対するシステム整備、こうした点についてどのように考えるか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えいたします。

現在の難聴者の障害者手帳をお持ちの方は、町内で30名程度、それから65歳以上の高齢者につきましては、そのうち25名程度ということであります。

先ほどの助成に関しましては、国・県の助成事業に対応した中で、身体障害者手帳を持つ方などに対し補聴器購入の一部助成を実施しております。一般的な高齢者を対象とする補聴器の一部助成は、現在のところ町ではしておりません。

先ほど議員のおっしゃるとおり、県内においては独自事業として長泉町、磐田市、あと焼津市の3町で制度化をされておりますが、助成内容では3万円を上限とする2分の1補助ということであります。ただ、各市町のニーズ、それから基準等がかなりまちまちでありまして、その市町に合ったレベルというものを今も調整をしているようであります。長泉町さんのほうも、若干また今後変更していくというような話を聞いております。

これら高齢者向けの補助制度の創設ということになりますと、補助の判断基準として耳鼻科による聴力レベルなど、診断が不可欠であろうかと思えます。町内には専門医が不在であること、それから高齢者の個々のニーズなどについても、今のところ全般のニーズを把握できていないのが現状でございます。

また、この現状で制度設計に係る費用対効果、それから緊急性なども考慮いたしますと、今後、調査、検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、難聴者の集団補聴システムの装置、集団補聴装置につきましては、聴覚障害者の方や聞こえづらくなった方が利用する機器に対して音声の聞こえを補助し、周囲の騒音、部屋の反響に影響されずに音声を伝える装置であります。主に、文化施設などに一部設置されているものと聞いております。

また、これら補聴システムは、磁気誘導ループ、赤外線補聴、FM補聴などがあり、施設等へ敷設するタイプ、それから携帯型と分類されておりますが、これらのシステムについては、今度は逆に個人の専用受信機とイヤホンを用意しなければならないということもありま

して、そういうものについてもやはり高価なものになるということです。

町内の状況を見ますと、町内の公共施設に大規模な形態のものは今のところありませんので、通常の音響設備、マイク等による音響設備で十分対応できるものということで考えております。

これらのシステムの対応する機器の購入というのも、個人の負担が割高になるとかえって利用者の負担が高くなってしまうということも懸念されますので、施設への敷設等についても今後慎重な対応が必要であると考えているところであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） 承知をいたしました。

ぜひ、これは今後の課題ですけれども、健康診断に高齢者の聴力検査等々も入れることを検討して、状況の把握を進めて善後策を進めていきたいと。また、この問題は追って対応していきたいというふうに思います。ありがとうございました。

次に、一般廃棄物処理施設整備に関してであります。

先、今国会の6月4日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が成立を全会一致で成立をしました。

まだ、これでも不十分だということで、それ以前に民間のNGOが脱プラスチック戦略推進基本法、詳細は時間の問題で言及しませんが、いわゆる今の下田市、西伊豆町、松崎町と南伊豆町、合わせた座長が下田が事務局ですか、この一般廃棄物処理の問題に関しては、いわゆる方向性も時代性も進める内容が焼却ありきで、中のいわゆる一般廃棄物の分別に関しての指標もない中で進められているという点で、これは一点、広域でやれば補助を出すという国のそれだけの施策であります。

既に3月定例会でも質問しましたがけれども、このプラスチックに係る資源循環の促進、製造から利活用に係る、これがいわゆる末端の市町村にこれが義務づけられるわけですが、本質的な問題はNGOが出したような脱プラスチック、ここに進めるべきですが、段階論としてこれを承知しながらも、いわゆる対応する末端ではもっと真剣に考えていかないと、大量に出す町とお客さんが来る町と一緒に泥沼にはまってしまうようなこと、ましてコロナの中で予算を本当に生活を守るためにこれを使わなきゃいけないところにべらぼうな焼却炉、しかも30年、40年先、カーボンニュートラルの目標が2050年、ここにまでもう30年、脱

CO₂に関しては2040年です。こうした点に関して見れば、全く時代遅れの取組を今進む、これに関してはすぐに離脱をすべきだと。

当初、南伊豆町が四、五年前に南伊豆町主導で乗りませんかという話、これも当時の執行部で唐突でありました。こうしたことに乗ってくれたお返しで今乗っているとすれば、まさにこれはやめるべきで、これは静岡県のからし・環境衛生部が出している統計資料、静岡県の統計情報センターでは、県内の30あるクリーン施設で2000年以前建築のものがかなりあります。質問でも出してありますけれども、みんなそれを、一番古いのは沼津市の1976年、こうしたものをいわゆる改修をしながらやっている。

資源プラスチック循環促進法でプラスチックの対応を燃さない方向にしていった場合には、炉のいわゆる維持延長、寿命延長に関しても、もっとこれが希望が持てるし、そうした点を考慮しながら、改めてごみ処理の本質的な在り方、燃やさないごみ処理で、鹿児島県の大崎町や鹿児島県、もう一つ処理場を持たないところがあります。三豊の施設の問題でいわゆる固形燃料がどうのこうのという話がありましたけれども、今でも燃やす施設を造れば最終処分場に関しても費用がかかっているわけで、トータルで考えたら、もっとこのプラスチックに係る促進法、これが進化していく施行実績が進化していくことによって、いわゆる焼却でないごみ処理の在り方というのも当然進化するし、しなければなりません。

ぜひ再考を促して、この取組からは勇断を持って抜けるべきだと。これについて見解を伺いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

焼却施設の耐用年数は通常20年程度とされており、稼働後10年から15年の時点で重要機器等を更新する大規模改修工事を実施することで、さらに10から15年程度の施設延命が図られるとされております。

ただし、日常または定期的な維持管理方法により、施設の寿命は異なってくるのが実例のようであります。

構成自治体のうち、本町と松崎町、西伊豆町については、延命化の手法として基幹的設備改良事業を選択しておらず、必要とされる小規模な改修工事を順次実施する施設となっております。

一方、下田市においては、平成19年度に大規模改修を実施した中で、改修後、既に13年が

経過しており、近年では修繕による休止を繰り返している状況にあると伺っております。

本町においては、先ほども申し上げましたが、これまで計画的修繕に基づき小規模改修を順次実施した中で延命化を図ってまいりましたが、一部の主要機器が耐用年数を迎えており、これらの機器更新には多額の費用を要することは必至で、今後は広域ごみ処理施設の稼働開始が予定される令和9年度まで、改修費用に対する費用対効果に注視しつつ延命化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 延命化を図るというその一点でありますけれども、ぜひもう少しこの在り方、一般廃棄物処理の在り方について、施設延命化にしながら検討する、この点をぜひ進めていただきたい。これは強く言及していきたいと思います。また追って取り組んでいくつもりであります。

もう一つあります。木質バイオマス発電事業について。

今、進めている南上地域の木質バイオマス発電、いつまでたってできるのかと、何回か質問しましたけれども、小規模発電機を導入して進めると。それでも、そのめどはしっかりしているのか。

私は、前町政の時代にこの話が持ち上がって、一事業体がこの話にテーブルにのっている。しかし、いつになってもということから、さらには一昨年、その前の2018年ですか、いわゆる同社の同業者が計画している茨城の施設を見学に行こうとしたら、まだできていないと。それから、2,000キロワットの規模はその自治体、茨城でもまだできていないということから、これではいわゆるそのテーブルにのった事業者も疲弊してしまう。事業の投資のめども立たない。こうした点を危惧しておりましたが、小規模発電の規模に移ったからといって、これがしっかりと担保できるのかと。いわゆる売電の権利だけを持って、それを一定程度枠組みができたなら、これを別のところに売るのはないかと、こういう思いさえ浮かんでいる。この企業に対して信頼性があるのか。

これは行政から提案した点からいっても、そうした責任は免れないというふうに思うんですね。私はしっかりと事業が遂行できるところにこれを持っていくべきではないかというふうに思います。

時間の関係から続けていきますが、繰り返しになりますけれども、南伊豆町でバイオマス

を考えた場合に、いわゆる薪炭の生産から放置された常緑広葉樹、シイ、ドングリの木ですね。こうした広葉樹の伐採と活用なしには、針葉樹の間伐材だけでバイオマス発電をやるなんていうのは荒唐無稽だということを言っていました、いわゆる南伊豆の森林植生とバイオマスに関してはどのような見解を持っているのか。

また、これも質問通告には出しておりませんが、いわゆるバイオマスで一定の皆伐をしたときに、次の植生になります。いわゆる、ドングリの木は萌芽でそのまま切ったところ、脇から芽が生えてきて育ちます。それももちろん15年で10センチぐらいになりますけれども、南伊豆町にあるテーブルにのっている林業体は、東大の樹芸研究所の、樹芸研究所というよりは学生のゼミ関連の対応、NPO南伊豆湯けむりの会との学生の関わりで、ユーカリの木を2014年4月に植栽しました。かなりの量です。私も関わりましたが、これがもう20センチぐらいの幹高、樹高は十五、六メートルに育っている、早生樹ですね。こういうものを活用して、一定の場所を木質バイオマス発電にこれを利用する、こうしたことも可能であると。

いわゆる太い広葉樹をやる際には、もう放置された広葉樹をやるにはべらぼうな費用がかかりますけれども、こうしたことに対してしっかりとした補助ないし、いわゆる針葉樹と同じような対応がなかったら、到底、末代までこれを残していかなきゃならないし、それがいわゆる降雨災害のときの災害の発生の土壌、あるいは停電のときもそうですね、倒木の原因になっているわけで、こうした点、併せてどのように見ておられるのか。続けて質問してしまいましたが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今議員のおっしゃられた次の植栽については、また後ほど担当の課長のほうから説明をさせます。

南上地域で実施する木質バイオマス発電ユニット稼働については、令和4年12月の売電開始に向けて、着々と協議が進められております。

本年3月9日の令和2年度第2回再生可能エネルギー農山村活性化協議会においては、140キロワット級の発電施設となること、東京電力日野変電所受電増強工事のため、接続売電が令和4年12月になることなどの確定事項が報告された後、原材料の集積、計量、チップ化の内容等が具体的に話し合われております。

140キロワット級の発電には1日4トンが必要であり、年間330日程度分の原材料の安定供

給が可能かなど懸念事項等も協議されましたが、伊豆森林組合をオブザーバーとして招聘した中で、令和3年度から正会員として参画するほか、支援体制にもご理解をいただきました。

また、発電事業者から2号機、3号機の早期設置に関する提案が示され、伊豆半島西回りの送電網を利用することで、比較的早い段階で接電可能との方向性も示されました。

ご指摘にもありましたが、発電事業者が茨城県大子町で展開しているウイーン工科大学モデル、バイオガス発電プラントについては、許認可も含めて諸般の事情などから正式稼働となっておりませんが、本町での導入プラントはドイツスパナ社製ユニット型であり、国内での稼働実績も豊富でありますので、特段の心配はしていません。

同協議会においては、現下のコロナ禍を踏まえた中で、現地視察など検討されているとのことですので、私もぜひ参加したいと考えております。

本町の特色としては、全面積109.94平方キロメートルの約8割を森林が占めており、この森林のさらに約8割が広葉樹で、約2割が人工針葉樹であります。

また、広葉樹は針葉樹に比べて比重が高く、バイオガスの効率的発生には都合がよいとされておりますが、全国的に主流ではないため、国内での施業技術が確立されていないという難点があります。このため、森林経営計画において広葉樹に関するものはなく、県内でも一例もないと伺っております。

ただ、前例はありませんが、これら広葉樹の利用等が諸法令で禁じられているわけでもなく、過去には薪炭生産が盛んな時代もあり、ゆえに広葉樹の賦存量は大量であることから、本協議会においてもその利活用について協議、検討しているところであります。

当該発電1号機については、人工林である針葉樹から発生する間伐材で賄っていく予定ですが、2号機、3号機ともなれば、それだけでは材が不足することも想定される中、森林環境税の活用も視野に入れながら、広葉樹林で施業可能な体制整備も急がれるところであります。

加えて、当該発電施設に建築廃材なども活用できないか検討を進め、環境美化、資源循環という観点からも、可能であればごみの減量化に大きく寄与する取組となるよう調査、研究してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 早生樹の件につきまして、お答えさせていただきます。

早生樹、ユーカリに関しましては、通常ナラ、シイ等が伐採期25年のところ、8年から12

年程度で伐採が可能になる。しかも、比重も重い状況ですので、材料として非常に有益であるということに関しましては、農山村活性化協議会のほうでも、アドバイザー員であります鴨田准教授等からもご提案をいただいているところでございます。

ご指摘のとおりでございまして、針葉樹だけでは発電のほうは成り立ちませんし、また広葉樹を切っていくというところに力を入れなければ、山林問題についても解決いたしません。しかしながら、この広葉樹伐採につきましては、現行農水省の法律に照らし合わせますと、せっかくこれだけある、賦存量ある8割の8割が広葉樹でありながら、現実、現行法に照らし合わせると、その10%程度しか切ることが許されないという状況もちょっと見えてきております。

したがって、今後につきましては、この現行法についての問題解決、これは行政側と申しますか、事務的だけではなく、政治側からの動き等も、政治側からの動きというのは言い方がよろしくないかもしれませんが、必要になってこようかと思えます。要するに、制度をどうしていくかについての改変についてのこと、加えまして、それをやりつつ、やはり早生樹等を切りやすい場所に、本来であればご指摘のとおり萌芽だけで済ませていく部分に植林することによって、切りやすい場所には早生樹があつて、材料として使いやすい状態も向こう何十年かに向けて作り込んでいくということも必要になろうかと考えております。協議会ではそのような検討も進めているところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 以上で時間となりました。

それでは、以上で横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎報第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君） これより議案審議に入ります。

報第 1 号 専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第 1 号の提案理由を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要があるため、町長の専決処分に関する条例第 1 条第 4 号の規定に基づき、報告するものであります。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 齋藤重広君登壇〕

○町民課長（齋藤重広君） それでは、報第 1 号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 3 年 3 月 31 日にそれぞれ公布されました。

原則として、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、法律の公布と同時に南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるため、町長の専決処分に関する条例第 1 条第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日付で専決処分したのでご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

本改正につきましては、第 1 条から第 2 条までの改正となっており、第 2 条の改正は令和 2 年度改正条例の第 2 条の改正文の改正となります。

内容につきましては、議案に付してございます改正文及びお手元にお配りしてございます

資料ナンバー 1 の新旧対照表をご確認ください。

新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後でありまして、アンダーライン部分が改正箇所となっております。

なお、この改正文及び新旧対照表については、総務省自治税務局が例を示しておりまして、この例示に倣ったものでございますので、説明は割愛させていただき、主な改正点のみについて、ご説明をさせていただきます。

初めに、個人住民税でございますが、住宅ローン控除について、所得税における措置の対象者についても、適用年の各年において所得税額から控除し切れない額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するもので、この措置による減収については全額国費で補填されるものとなっております。

それから、次に固定資産税ですけれども、3年に一度の評価替えに当たりまして、現行の土地に係る負担調整措置等を3年間継続する上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえまして、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限りまして、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるものであります。

さらに、軽自動車税ですけれども、環境性能割の税率区分の見直しを行うとともに、環境性能割の臨時的軽減の延長、それから、グリーン化特例の見直しを行うものでございます。

改正条文に係る附則をご覧いただきたいと思います。

この条例につきましては、原則、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、内容説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第2号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君）　続きまして、報第2号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第2号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、町長の専決処分に関する条例第1条第1項により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

事故及び和解の内容については、令和3年2月17日午前9時頃、南伊豆町伊浜751番地の1において、町が設置した暗渠の上を南州公営株式会社の4トントラックが走行中、同暗渠が陥没しトラックが落下して破損する事故が発生いたしました。

幸い、相手方にけがはなく、責任割合を町100%、相手方ゼロ%とし、町は相手方に対し損害賠償額44万9,900円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額については全額総合賠償補償保険により補填されるものであります。

以上、ご報告いたします。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第3号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君） 報第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第3号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、町長の専決処分に関する条例第1条第1項により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

事故及び和解の内容については、令和3年4月16日午後4時頃、南伊豆東中学校敷地内において、町が設置した外灯に猿が飛び乗り暴れたことで外灯が倒壊し、駐車中の車両の一部を破損させる事故が発生いたしました。

幸い、相手方にけがはなく、責任割合を町100%、相手方ゼロ%とし、町は相手方に対し損害賠償額11万3,919円を支払うことで示談といたしました。

なお、損害賠償額については、全額が総合賠償補償保険により補填されるものであります。

以上、ご報告いたします。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第4号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君）　続きまして、報第4号　放棄した債権の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第4号の提案理由を申し上げます。

本件は、普通河川に関する占用料について、消滅に係る時効期間が満了し、かつ債権者に履行する意思がないと判断される、平成27年度の滞納者16名、滞納件数19件、滞納額7万6,900円の債権を令和3年3月31日付をもって、南伊豆町債権の管理に関する条例第6条第1項の規定に基づき放棄いたしました。

このため、これら放棄した債権について、南伊豆町債権の管理に関する条例第6条第2項に基づき報告するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第5号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君）　続きまして、報第5号　繰越明許費繰越計算書の報告について（令和2年度南伊豆町一般会計）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

本件は、令和2年度南伊豆町一般会計補正予算第11号及び第12号において議決を経た繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものがあります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 報第5号の内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、本年3月定例会において、令和2年度南伊豆町一般会計補正予算第11号及び第12号としてご審議をいただき議決を経ました繰越明許費でありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本繰越計算書をもって議会に報告するものでございます。

議案に付してございます繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

お示しをいたしました繰越事業のうち、大半は新型コロナウイルス感染症対策に係る事業でありまして、その概要でございますが、コロナ禍における新たな誘客手法の確立、観光交流客の滞在期間の延長を促進するための仕組みづくり及び実証を目的とした委託料に1,700万円のほか、ウィズコロナの新しい生活様式を取り入れた、自然資源を活用した町内周遊型の観光コンテンツとして開発した宝探しゲームの告知とイベント運営の委託料に850万円、疲弊した地域経済を町全体で応援することを目的に実施する新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業に1億5,280万7,000円、避難所等に設置する消毒液を購入するための消耗品費に78万4,000円、町内の全小・中学校が文部科学省の補助金事業を活用し、感染症対策等を徹底しながら円滑に教育活動を継続するための消耗品及び備品を購入する費用として合わせて400万円、図書館内にあるトイレの蛇口等を非接触型に交換するための工事費で50万円の計1億8,359万1,000円となります。

このほかの繰越事業でございますが、戸籍法の一部を改正する法律に基づきます戸籍システムの改修委託料に638万円、将来のごみ処理の方法、施設整備等に関する事項を定める一般廃棄物処理基本計画の改定委託料に875万5,000円、町及び地元区の財政的負担の軽減を図るため、入間漁業集落排水施設の改築ではなく、接続者を対象に浄化槽を設置する補助金交付で550万円、交通量の増加に伴い、歩道の設置と車道拡幅を実施する町道石井区内7号線道路改良工事で3,948万円、経年劣化による損傷が激しい前原橋の長寿命化修繕工事で7,548万円、災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止するため、緊急自然災害防止対策事業計画に基づき行います普通河川青市川及び志んど川の災害防除工事で4,482万円などを計上したものでございます。

当該計算書下段に記載のとおり、事業費総額4億9,900万9,000円のうち3億6,400万6,000円を翌年度に繰り越したものでありまして、当該繰越額の財源内訳は、既収入特定財源として3月に販売したプレミアム付商品券売上金が6,110万円、未収入特定財源として国庫支出金が1億3,459万8,000円、町債が9,830万円、その他が6,600万5,000円で、その内訳といたしましては、県支出金が4,335万円、繰入金が875万5,000円、諸収入が1,390万円でございます。なお、差額の400万3,000円につきましては繰越金で対応をさせていただきました。

内容説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第6号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君）　続きまして、報第6号　繰越明許費繰越計算書の報告について（令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第6号の提案理由を申し上げます。

本件は、令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）において議決を経た繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長　高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君）　それでは、報第6号について内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、本年3月定例会において、令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）として議決を受けた、公共下水道建設事業に係る繰越明許費でありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本繰越計算書をもって議会に報告をさせていただくものであります。

事業内容につきましては、公共下水道ストックマネジメント計画策定業務でありまして、繰越しを必要とする理由については、国庫補助金の交付決定が国の3次補正予算成立後の本年3月であったため、事業の完了が令和2年度内に見込めなかったことから、繰越明許費を計上したものでございます。

別紙にお示しの繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、令和2年度公共下水道建設事業費3,319万3,000円全額を翌年度に繰り越したものであり、当該繰越額の財源内訳はご案内のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第４４号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第44号 副町長の選任についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（清水清一君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第44号の提案理由を申し上げます。

本議案は、現副町長である橋本元治氏の任期が令和３年７月31日をもって満了となることに伴い、人格高潔、行政に対する深い識見と職務に対する強い使命感を有する同氏を引き続き副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期については、同法第163条の規定に基づき、令和３年８月１日から４年となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第44号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第45号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第45号 南伊豆町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（清水清一君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第45号の提案理由を申し上げます。

地方税法第404条の規定により、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員に町民課長を選任しております。

このため、本年4月1日付人事異動により、町民課長に就任した齋藤重広君を新たに選任するため、同条第2項の規定に基づき提案するものであります。

なお、任期については町民課長在任期間中であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第45号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第46号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第46号の提案理由を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、令和2年2月納付分から適用する国民健康保険税の減免について、引き続き令和3年度も実施するため、条例附則に規定する減免の特例要件に令和3年度分を追加するもので、併せて上位法令の改正に基づく条文の整理を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第46号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　続きまして、議第47号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第47号の提案理由を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、令和２年度分から適用する第一号保険料の減免について、引き続き令和３年度も実施することから、条例附則に規定する減免の特例要件に令和３年度分を追加し、併せて上位法令の改正に基づく条文整理を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第47号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第48号 南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第48号の提案理由を申し上げます。

本議案は、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が1月25日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細については、福祉介護課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） それでは、議第48号の詳細説明を申し上げます。

本議案は、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が1月25日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

資料ナンバー4をご覧ください。

主な改正点につきましては、1ページから5ページの目次をご覧ください。

本条例は、章立てで各介護サービスの基準を定めておりますが、第10章の「地域密着型通所介護」を第3章の2に移行し、第9章の「複合型サービス」を削除、改めて第9章に「看

「介護小規模多機能型居宅介護」を追加いたしました。

また、各章における介護サービス事業については、主に5項目を盛り込むこととしております。

1つ目は、テレビ電話装置、いわゆるオンラインツールを活用したサービス担当者会議や入院中のカンファレンスなどができることを規定し、2つ目に、感染症予防及びまん延防止のための措置として、従業者に対する研修及び訓練の実施、まん延防止に係る指針整備、委員会の開催などを規定しております。

3つ目は、虐待防止のための措置でありまして、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生または再発防止をするため、従業者に対する研修、利用者またはその家族からの苦情処理体制の整備、指針の整備、委員会の開催などを規定しております。

4つ目として、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保について規定するもので、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、従業者に対するハラスメントの指針の周知、啓発、従業者からの相談対応体制の整備を規定しております。

5つ目では、業務継続計画、BCPの策定を規定し、感染症や災害発生時の継続的業務の実施、再開するための計画策定と必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置をするものであり、各介護サービスに係る条文の明確化と充実強化を図るものであります。

このほか、上位法令、同省令との整合性を図るため、条ずれなど条文の整理を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第48号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第49号 南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第49号の提案理由を申し上げます。

本議案は、前議案と同様に、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が1月25日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細については、福祉介護課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） 議第49号の詳細説明を申し上げます。

本議案は、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等

の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が1月25日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点につきましては、各章における介護予防サービスの事業に、主に5項目を盛り込むこととしております。

1つ目は、テレビ電話装置、いわゆるオンラインツールを活用した会議などの措置。

2つ目に、感染症予防及びまん延防止のための措置。

3つ目は、虐待防止のための措置。

4つ目として、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保について規定するもので、ハラスメント対策に関する措置。

5つ目として、業務継続計画、BCPの策定などの措置をするもので、各介護予防サービスに係る条文の明確化と充実強化を図るものであります。

このほか、上位法令、同省令と整合性を図るため、条ずれなど条文の整理を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第49号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第50号 南伊豆町指定介護予防支援等の事業人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第50号の提案理由を申し上げます。

本議案も、前議案と同様に、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が1月25日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細については、福祉介護課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） 議第50号の詳細説明を申し上げます。

本議案は、介護保険法等の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が1月25日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点につきましては、介護予防支援事業に、主に5項目を盛り込むこととしております。

1つ目は、オンラインツールを活用した会議などの措置。

2つ目に、感染症予防及びまん延防止のための措置。

3つ目は、虐待防止のための措置。

4つ目として、ハラスメント対策に関する措置。

5つ目として、業務継続計画、BCPの策定などの措置をするもので、介護予防支援事業に係る条文の明確化と充実強化を図るものであります。

このほか、上位法令、同省令との整合性を図るため、条ずれなど条文の整理を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第50号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第50号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　続きまして、議第51号　工事請負契約について（令和3年度地震・津波対策等減災交付金デジタル同報系防災行政無線整備について）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第51号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町デジタル同報系防災行政無線設計業務に係る公募型プロポーザルを経て業者選定された静岡日電ビジネス株式会社との間で、当該無線整備に係る工事請負費2億9,000万円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,636万3,636円）をもって締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第51号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　続きまして、議第52号　南伊豆町指定金融機関の指定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第52号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるため、指定金融機関を指定するものであります。

本町においては、平成30年10月1日から3年契約をもって伊豆太陽農業協同組合を指定金融機関としてまいりましたが、令和3年9月30日をもって契約期間が満了いたします。

このため、令和3年10月1日から令和5年6月30日までの契約期間で、町内に店舗を置く三島信用金庫を指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第52号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第53号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第53号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,270万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ52億8,282万9,000円としたいものであります。

歳出の主なものでは、総務費の総務管理費に2,078万3,000円、選挙費697万2,000円、民生費の児童福祉費582万1,000円、商工費1,534万4,000円などを追加するもので、これら歳出に対応する財源として、国庫補助金2,996万1,000円、県支出金898万6,000円、基金繰入金3,288万6,000円などを追加するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第53号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に7,270万1,000円を追加し、予算の総額を52億8,282万9,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに歳出に係ります主な補正項目からご説明させていただきます。

予算書の14ページ、15ページをご覧いただきたいと思います。

2款総務費の1項12目地域づくり推進費には、2,046万4,000円を増額いたしました。このうち、地域づくり推進事業には180万円を、地方創生事業には1,866万4,000円を増額いたしました。

前者は、新型コロナウイルス感染症対策として、町内を運行している株式会社東海バスが所有するバス24台にICカード機能を導入し、キャッシュレス化を推進するもので、これらのバスは下田市内も走行することから、係る費用について下田市と折半の上、支援をするものであります。

後者は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がテレワーク事業分として追加交付されることに伴いまして、旧杉並区職員寮の外壁塗装と防水工事を施工し、テレワーク事業の拠点整備を行うことが主なものでございます。

また、4項3目各種選挙費には、参議院議員補欠選挙事務を新設し、697万2,000円を計上いたしました。これは、現職の参議院議員がさきに辞職したことを受け、公職選挙法の規定により10月24日日曜日に補欠選挙が執行されることとなるため、その必要経費を計上したものでございます。

次に、16ページ、17ページをご覧いただきたいと思います。

3款民生費の2項3目子育て支援費には、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を新設させていただきまして、576万9,000円を計上いたしました。これは新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する国の政策を受け、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円を支給するために必要な経費を予算化するものであります。

次に、18ページから21ページにかけてご覧いただきたいと思います。

6款商工費の1項2目商工振興費には、商工振興事業に302万1,000円を増額いたしました。これは、ふじのくにのフロンティアを拓く取組の第2次認定として、静岡県が本年2月に下田市及び賀茂郡の1市5町を「世界レベルの地域資源の中で、豊かに働き・暮らし・遊ぶ伊

豆’ s ライフスタイル創造エリア」に認定したことを受け、地域課題である急速な人口減少、少子高齢化、地域社会の担い手不足、観光業の低迷及び地域経済の停滞を解決すべく、ワーケーション等の新しいライフスタイルの構築を推進し、訪れた外部人材を活用することで地域の活性化を図るための事業を展開するものでございます。

その中で、当町では、ワーケーション拠点を活用したモニターツアーの実施、課題を抱える地元業者とその解決方法を提案する企業のビジネスマッチング、子育て支援センターを活用した就業支援事業並びに高校生や子育て世代等の多世代を対象としたキャリア教育等に取り組んでまいるのでございます。

また、同項 3 目観光振興事業には、誘客促進委託料に1,232万3,000円を増額させていただきました。これは、秋の伊勢海老まつり期間の誘客促進を目的に割引キャンペーンを実施するもので、宿泊クーポンとして1泊当たり5,000円を1,000泊分、体験クーポンとして1人当たり1,000円を1,000回分のほか、CM広告料などの必要経費を計上するものでございます。

続きまして、歳入の主な項目について説明をさせていただきます。

お戻りをいただきまして、12、13ページをお願いいたします。

本補正予算の歳出に係ります財源といたしましては、16款 2 項国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金などを合わせまして2,996万1,000円を、17款県支出金に898万6,000円を、ごみ減量計画策定委託料の財源といたしまして、ふるさと応援基金繰入金に900万円を見込みまして、不足額につきましては令和 2 年度繰越金が未確定であるため、財政調整基金繰入金を2,388万6,000円計上することによりまして財源調整をいたしました。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○7 番（稲葉勝男君） ちょっと 1 点お聞きいたしますけれども、ページ19の 4 款 1 項 4 目環境衛生費の中で、ごみ減量計画策定委託料900万、南伊豆町の環境基本計画、この 3 月に改定された。それによりますと、毎年というか、ごみが増えているということが記載されております。

それで、この数値目標としては、その前の基本計画なんかに、ごみ処理基本計画かな、何

かのときは1人当たりの排出が、排出量と言ったらおかしい、1日当たり1,000ちょっとグラム、1キロちょっとグラムぐらいにたしか設定されておりました。その数値目標をはるかに超えた千二、三百の今排出量があるわけですね。この結果だと数値目標が達成されていない。その結果を課長、どういうふうに受け止めるか。

それを受け止めた中でのごみ減量計画策定委託料、どういうふうに持っていくのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

環境基本計画に載っている数値と、今回繰越しのほうに載っています南伊豆町の一般廃棄物処理計画に数値が載っております。その数値に関しましては、15年計画でリサイクル率が約21%という形で今検討しております。

ただ、漆田議員の質問にもありましたけれども、環境基本計画があつて、南伊豆町の一般廃棄物処理計画、そちらは今策定中ですので、その数値と、その下の計画で今回この900万円をお願いしている、ごみ減量計画策定委託料とありますけれども、これがごみの減量化に対する推進に関してロードマップを作成いたします。

一応予定としましては、一般廃棄物で出てくるごみ、あと事業系で出てくるごみを再組成調査をしまして、調査関係をかけてどういったごみが出されているかということを調査します。そういった中で、処理されている先進地の調査もしまして、そこで南伊豆町としての独自のロードマップを作成して数値を決めたいと思っております。

ですので、今年度、そのロードマップを作成して、そのコンサルと話をしながら目標数値を設定したいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

○9番（漆田 修君） 関連です。

ふるさと基金のほうから900万歳入して充当したという話ですが、これは目的は分かりましたが、結局、支払い先は依頼しているシンクタンクに払うわけ、900万というのは。それを教えてください。

ロードマップをお願いしているのはシンクタンクでしょう。違うんですか。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

シンクタンクと、ちょっと言葉があれなんですけれども、今、環境基本計画に関しても復建調査設計というところに委託を出しております。そういった中で、安価にそういった計画を作成するために、この一般廃棄物処理計画に関してもその復建調査設計にお願いをしてありまして、その流れの中でその復建に、今も仕様書に関してもそういった相談をかけているところです。

ただ、この補正を通して入札方法を決めますので、その辺に関してはまだ未定であります。が、相談をかけているのはその復建調査設計にかけているところであります。

以上です。

○議長（清水清一君） いいですか。

○9番（漆田 修君） よろしいです。

○議長（清水清一君） そのほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第53号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（清水清一君）　続きまして、日程第19、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第7条の規定により、町議会議員から4名を選出することになっております。

このたび、町議会議員から選出すべき議員のうち1名が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、選挙すべき人数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は広域連合規約第8条に規定され、全ての町議会における得票総数により当選人が決定されることとなりますので、南伊豆町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙の結果のうち、当選人の報告及び当選人の告知を行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙の結果につきましては、南伊豆町議会会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議なしと認めます。

よって、選挙の報告については、南伊豆町議会会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

それでは、選挙ですから議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（清水清一君）　ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

南伊豆町議会会議規則第32条の規定により、立会人に1番議員、黒田利貴男君及び2番議員、宮田和彦君を指名します。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

○議長（清水清一君）　候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（清水清一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（清水清一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（廣田哲也君） それでは、議席番号とお名前をお呼び上げますので、投票をお願いいたします。

1 番、黒田利貴男議員。

2 番、宮田和彦議員。

3 番、比野下文男議員。

4 番、加畑毅議員。

5 番、谷正議員。

6 番、長田美喜彦議員。

7 番、稲葉勝男議員。

8 番、清水清一議員。

9 番、漆田修議員。

10 番、齋藤要議員。

11 番、横嶋隆二議員。

○議長（清水清一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

黒田利貴男君及び宮田和彦君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（清水清一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票数、11票。

有効投票、11票。

無効投票、0票。

有効投票のうち、藤井 要君、7票、増山 勇君、4票。

以上のとおりでございます。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎各委員会の閉会中の継続調査申請書

○議長（清水清一君） それでは、日程第20、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和3年6月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午前 11 時 50 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 谷 正

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

令和 3 年 6 月議会定例会審議結果

議 案 番 号	件 目	議決年月日	結 果
報第 1 号	専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）	6月10日	承 認
報第 2 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	6月10日	承 認
報第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	6月10日	承 認
報第 4 号	放棄した債権の報告について	6月10日	承 認
報第 5 号	繰越明許費繰越計算書の報告について（令和 2 年度南伊豆町一般会計）	6月10日	承 認
報第 6 号	繰越明許費繰越計算書の報告について（令和 2 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計）	6月10日	承 認
議第44号	副町長の選任について	6月10日	同 意
議第45号	南伊豆町固定資産評価員の選任について	6月10日	同 意
議第46号	南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	6月10日	原案可決
議第47号	南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	6月10日	原案可決
議第48号	南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月10日	原案可決
議第49号	南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	6月10日	原案可決
議第50号	南伊豆町指定介護予防支援等の事業人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	6月10日	原案可決
議第51号	工事請負契約の締結について（令和 3 年度地震・津波対策等減災交付金デジタル同報系防災行政無線整備）	6月10日	原案可決
議第52号	南伊豆町指定金融機関の指定について	6月10日	原案可決

議 案 番 号	件 目	議決年月日	結 果
議第53号	令和 3 年度南伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）	6月10日	原案可決